

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 太田 正美

1 日 時

令和8年3月19日（木） 午後0時59分から
午後4時39分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

太田正美、榊田貢、三浦正臣、元吉俊博、成迫健児、原田孝司、澤田友広

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

小川克己、福岡智幸、猿渡久子、佐藤之則

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 若林拓、企画振興部長 工藤哲史、
会計管理者兼会計管理局長 馬場真由美、議会事務局長 小石昭人、
人事委員会事務局長 井下秀子、監査委員事務局長 岩尾誠二ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第2号議案及び第14議案から第23号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第1号報告については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
- (3) ハーモニーランドエンタメリゾート化支援プロジェクトチームの設置について、国東半島振興計画及び山村振興基本方針の変更について及びオフィス改革推進事業の進捗についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	主幹（総括）	姫野剛
政策調査課政策法務班	主任	三宅未紗

総務企画委員会次第

日時：令和8年3月19日（木）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局関係

13：00～13：30

（1）付託案件の審査

第 1 号議案 令和8年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

（2）その他

3 企画振興部関係

13：30～14：50

（1）付託案件の審査

第 1 号議案 令和8年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 2 1 号議案 大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例の制定について

第 2 2 号議案 大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 2 3 号議案 大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（2）諸般の報告

①ハーモニーランドエンタメリゾート化支援プロジェクトチームの設置について

②国東半島振興計画及び山村振興基本方針の変更について

③大分県文化振興基本方針等の改定について

④地域活性化に資するスポーツ施設の調査報告書について

⑤東九州新幹線について

⑥おおいた地域交通ビジョン2026の策定について

（3）その他

4 総務部関係

14：50～16：20

（1）付託案件の審査

第 1 号議案 令和8年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 2 号議案 令和8年度大分県公債管理特別会計予算

第 1 号報告 令和7年度大分県一般会計補正予算（第4号）

第 1 4 号議案 包括外部監査契約の締結について

第 1 5 号議案 大分県公告式条例の一部改正について

第 1 6 号議案 大分県公益認定等審査会条例の一部改正について

- 第 17号議案 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について
(商工観光労働企業委員会へ合い議)
- 第 18号議案 特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部改正について
- 第 19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
(福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会、農林水産委員会、土木建築委員会、文教警察委員会へ合い議)
- 第 20号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について(福祉保健生活環境委員会へ合い議)

(2) 諸般の報告

- ①オフィス改革推進事業の進捗について
- ②大分総合庁舎(仮称)の新設に向けた取組状況について
- ③大分県DX推進戦略の改定について
- ④大分県宿泊税について
- ⑤大分県税条例等の一部を改正する条例案について

(3) その他

5 協議事項

16:20~16:30

(1) その他

6 閉 会

会議の結果

太田委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。本日は、審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、御了承ください。

本日は委員外議員として、小川議員、福崎議員、猿渡議員、佐藤議員に出席いただいています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案12件及び報告1件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び、監査委員事務局関係の審査に入ります。

それではまず、第1号議案令和8年度大分県一般会計予算のうち各局関係部分について、会計管理局から順次説明願います。

馬場会計管理者兼会計管理局長 令和8年度大分県一般会計予算のうち、会計管理局関係について御説明いたします。

タブレットの資料、令和8年度予算概要、会計管理局の3ページを御覧ください。

会計管理局予算総括表の左から2列目、予算額（A）の一番下、合計欄を御覧ください。

人件費が4億3,136万円、その下、事業費が7億9,386万2千円、計12億2,522万2千円でございます。

歳出のうち主なものについて御説明いたします。

5ページを御覧ください。

事業名欄の会計管理費1億9,597万7千円は、会計課及び審査・指導室所属の会計年度任用職員経費や財務総合システムの運用、会計事務の指導等に要する経費でございます。

7ページを御覧ください。

事業名欄の会計管理費2億2,758万5千円のうち用度事業費5,826万2千円は、物

品の調達及び管理指導、電子入札システムの運用などに要する経費、また管理車維持事業費1億6,932万3千円は、電動車の導入や本庁集中管理車の維持管理などに要する経費です。

次に、8ページを御覧ください。

事業名欄一番上、県庁舎管理費2億8,639万7千円は、県庁舎本館及び新館の清掃業務等の委託料や光熱水費などに要する経費です。

続いて、9ページを御覧ください。

県庁舎別館管理費4,600万4千円は、県庁舎別館の清掃業務委託料や光熱水費などに要する経費でございます。

小石議会事務局長 議会事務局関係について御説明申し上げます。

予算概要の3ページです。

当初予算の総額は表の左下合計欄にありますように、11億9,245万9千円でございます。

4ページをお開きください。

このページは第1目議会費です。表の左下にあるように、9億455万4千円でございます。その内訳として、一番上の議員報酬手当等6億2,338万9千円は、期末手当を含む議員報酬です。

次に、議会運営費1億2,415万5千円は、表右側の事業概要欄にありますように、タブレット端末通信料などの議会デジタル化関連費用や、議会広報にかかる経費です。

その下、政務活動費交付金1億5,480万円は、各会派に交付するものです。一番下の県議会政策機能強化事業費221万円は、政策検討協議会に要する経費等です。

5ページをお開きください。

このページは第2目事務局費です。表の左下にありますように、2億8,790万5千円でございます。その内訳として、給与費2億4,018万3千円は、事務局職員29名分の給与です。

最後に、事務局運営費4,772万2千円は、

事業概要欄にありますように、会計年度任用職員の報酬、会議録テープ反訳料などの運営費です。

井下人事委員会事務局長 人事委員会事務局関係について、タブレット資料により御説明いたします。人事委員会事務局の令和8年度予算概要の3ページを御覧ください。

人事委員会事務局の予算額は、総括表の左下合計欄に記載しておりますとおり、1億7,985万6千円です。

続いて、4ページでございます。

委員会費の予算額は、左下の目計欄に記載しておりますとおり、784万2千円です。内訳については、事業名欄の一番上、委員報酬702万円となっております。これは人事委員3名分の委員報酬です。

その下、委員会運営費82万2千円は、委員が出席する会議等の旅費や、各都道府県の人事委員会で構成する連合会、協議会への負担金等に要する経費です。

続きまして、5ページです。

事務局費の予算額は、左下に記載しておりますとおり、1億7,201万4千円です。主な内訳ですが、事業名欄の一番上、給与費1億3,103万1千円につきましては、事務局職員15人分の給与です。

上から三つ目、任用関係事業費2,554万4千円は、職員募集や採用試験の実施等に要する経費でございます。

その下、公務情報・魅力発信力強化事業費937万2千円は、多様化・高度化する県民ニーズに対応できる人材を確保するため、デジタルマーケティングを活用しまして、採用試験等の公務情報や県職員の魅力の発信を行うものでございます。

岩尾監査委員事務局長 監査委員事務局関係について御説明申し上げます。

監査委員事務局の令和8年度予算概要の3ページをお開き願います。

監査委員事務局の予算は、表の左下の合計欄にありますように、人件費と事業費を合わせまして、2億698万円となっております。

4ページをお開き願います。

第1目委員費は、表の左下の目計欄にありますように、2,029万3千円でございます。その内訳ですが、事業名欄の一番上、給与費1,302万5千円は、常勤の監査委員1名分の給料や職員手当等です。

次の委員報酬585万6千円は、非常勤の識見監査委員1名と県議会議員のうちから選任された議選委員2名分の報酬です。

その下の監査経費141万2千円は、監査委員が行う委員監査に係る旅費等です。

5ページをお開き願います。

第2目事務局費は、表の左下の目計欄にありますように、1億8,668万7千円でございます。その内訳ですが、事業名欄の一番上の給与費1億7,429万5千円は、事務局職員20名分の給料や職員手当等です。

その下の事務局運営費1,239万2千円は、会計年度任用職員の報酬等の経費、監査等の実施に伴う職員旅費及び需用費等の事務経費です。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしく願います。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑などはありませんか。

澤田委員 会計管理局の予算概要の8ページでちょっとお聞きしたいんですけど、県庁舎本館及び新館等の光熱水費に関して、今、光熱水費ってかなり上がっていていると思うんですけども、上昇率は年間どのくらい上がっているんですか。あんまり固定費としては変わらないものなのか、ちょっとお聞きできればと思います。

伊達会計管理局用度管財課長 お答えいたします。光熱水費は主に電気代が多いんですけども、令和7年度はあまり上下がないような形で比較的安定しています。ただ、いろんな情勢があるんで、これから上がっていくんじゃないかと想定されているところです。

澤田委員 ありがとうございます。県庁とかで何か省エネ対策の運動みたいなことは特別、今はされていないんですよね。そういう認識でよ

ろしいでしょうか。

伊達会計管理局用度管財課長 コロナのときのような取組は、今はしてないということでございます。

澤田委員 分かりました。ありがとうございます。これからどんどん猛暑になっていくと思うんですけど、やっぱり今回、働き方改革の一環でこれから出てくると思うんですけど、確か県庁舎は冷房がスタートするのが8時50分ぐらいからですかね。なかなか難しいとは思いますが、働き方改革の中で、やっぱり冷房が効いてない時間帯で仕事をされている方もいると聞いていて、そういったものは総務部との調整にはなると思うんですけども、必要な光熱水費は絶対かかってしまうので、もしそういったセーブがかかっているようであれば、ちょっとそこは考えてもらいたいなと思ったんですけど、今そういったことはないみたいですので、大丈夫かとは思いますが、光熱水費も必要な固定費ですので、また調整いただければと思います。

伊達会計管理局用度管財課長 冷暖房の関係は、土木建築部の施設整備課が担当になるんですけど、今フレックスタイムとか早出している方もいて、そういった方はセパレートのエアコンがついている会議室を使っていいということと、また勤務時間後、残業するときもそういうところを使って良いとなっているので、いろいろとそういった配慮はされているようです。（「分かりました。ありがとうございます」と言う者あり）

三浦委員 人事委員会事務局です。多様化、高度化する県民ニーズに対応できる人材の確保、これ、もう正に県の職員だけでなく人材の確保、優秀な人材の確保は大きな課題となっているわけでありまして。もう少し潜在層、顕在層ってあるんですか？とりわけターゲットとか含めて、どういった形で新年度から取り組んでいこうとされているのか、詳しくお聞かせください。

井下人事委員会事務局長 正に、優秀な県職員を確保していくというのが我々にとって大

きな責務ではないかと考えております。日本全体で労働力を確保していくことが大きな課題になってございます。高齢化の中で、官民間問わず人材獲得競争が激化する中で、公務員においては、民間企業のように初任給を一気に10万円、20万円単位で引き上げるということが、人事委員会勧告制度という枠の中で初任給を決定しなければならない規定がありますので、そういった観点からも民間企業のような、すぐに初任給を手厚くする方策がない中で、それでも優秀な人材を確保していく必要がございます。そういった中でどういう工夫ができるのか、我々としても非常に重要な課題として解決に向けて考えているところです。

その一つとして、今回、政策研究で新たに出させていただいたものは、正に今、委員がおっしゃった顕在層、潜在層それぞれのターゲットを定めて、それぞれに刺さるような、そういった確保対策をしていく必要があります。

最初に、顕在層というのは、もう学生の頃から公務員を目指して勉強している、そういった方でございます。大分県職員になりたくって学生の頃から試験対策を十分行っている方、その方に関しましては、こちらから、どのような試験日程で、どういう試験内容でやるのかということところさえアナウンスして、その情報がしっかり届けば、御本人は申込みをしてくれるので、そういった部分も、これまでと同様に行っていく必要があると思います。

もう一つ大事なのが潜在層です。本人としては学生の頃から公務員を目指して特段勉強してきたわけではなく、民間企業に向けて就職活動をしてきたけれども、それ以外の民間で本当にいいんだろうか、他の分野もちょっとのぞいてみた方がいいんじゃないかという思いがある方でも、例えば地域貢献とか大分県内での就職といったことをSNSで検索していただければ、デジタル広告の一番上に大分県職員採用試験の情報さえ載っていれば、興味があってクリックしてもらえば、大分県庁でどのような採用試験が行われているのか、大分県庁ってどういう仕事のやりがいがあるのかという部分に関して誘

導できる仕掛けが必要だと考えております。

こういったターゲットごとにきちんと必要な情報が届いて、本来は民間企業を狙っていた方でも、例えばきっかけ一つで振り向いてくれるチャンスを作っていく。今現在、民間にお勤めの方でも、例えば大分県に戻りたいとか転職をちょっと考えてみようということで、転職・九州というようなワードで検索をして、大分県採用試験が引っかかりさえすれば、そこから募集という行動変容、応募という行動変容にまでつながっていくんじゃないかと考えたところの一つ。

もう一つは、県職員のやりがいというところが十分学生の皆さんに伝わっているかということ、面接試験等を通じて学生の皆さんに聞いてみると、採用試験を申し込むまで全く大分県庁に来たことがない学生さんがほとんどです。何をしているのか分からない県庁に、本当にこれからの人生の40年間をささげていいのかどうかを考えてもらうためにも、県庁でやっている業務、それからその業務に付随するやりがい、こういったところを重点的に発見していく必要があると考えまして、新規予算をいただいた後は、YouTube等の動画配信も使いながら、今現在、若手職員がどんな仕事に取り組んでいて、やりがいがあるのかについても、周知をしていきたいと考えております。

三浦委員 御丁寧に回答をありがとうございます。しっかりターゲットに刺さる取組を期待しておりますし、やっぱり大分県庁としても人材の確保、かなり危機感の表れじゃないかなというふうに思うので、取組に期待しておりますし、これからも注視をさせていただきたいと思います。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方でありますか。

福崎委員外議員 会計管理局にお尋ねしたいんですが、お願いということになるんですけど、予算特別委員会の方で、暑熱対策として、いわゆる異常気象で、夏は極端に暑く、冬はもう極端に寒いみたいな感じですよ。現場で頑張っ

ている方々にやっぱり空調機とか電熱ベストとかを貸与すべきじゃないかと言ってきましたが、各部局が対応していると。

私は、会計管理局に何で言うかということ、御存じのとおり、守衛さんですか、入口で知事が帰るまで、いつも、ずっと残業までして残っておられるんですけどね。あの人たち、毎日、私、通ったときに会うんですけど、冬なんか、もう本当に寒い中、1時間交代で立っているですよ。体調が悪くなるんじゃないかなというぐらい。聞いたら、そういう電熱ベストとかは貸与されていないって言うんですね。防寒着は貸与されているけれども、防寒着じゃ、なかなか多分こたえる。皆さんが一度立ってみると、どうなのかということは分かると思うんですけど。

ですから、聞いたら会計管理局に所属していると言っていましたので、是非とも、夏は暑いし、冬は寒いし、そういう現場でああやって1時間も立たれていると、現場に出ている方に対してしっかりと健康管理も含めて、そういう対策を取っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

伊達会計管理局用度管財課長 貴重な御意見ありがとうございます。確かに言われたとおりでございまして、一応、冬場用の防寒服とかは貸与していて、必ずずっとそこに立っているということでもなくて、例えばちょっと夏場であれば少し日陰に移動したりとか、時々屋内に戻って、体調管理しながら勤務してくださいというようなお願い、指示はしているところでございますが、いただいた御意見ですね、現場の方の意見も聞きながら研究してまいりたいと思います。

福崎委員外議員 研究するというレベルじゃないんですね。もう貸与するかしないかだと思いますし、現場の方はそういう自分たちのことに対してはやっぱり言いづらいですよ。お金もかかるし。だから、これはやっぱり管理している側が配慮すべきと私は思うんですね。

ですから、他の現場のところではちゃんとしているという話もありますから、ただ、建屋の前に立っているだけぐらいのレベルと感じてい

るんでしたら、それは問題であって、そこはしっかりとしていただきたいなど。

私、毎日あそこの前を通って挨拶するんですけど、本当に寒い中立つておられて、知事が帰るまで時間が過ぎて立っておられて、最後まで送り届けているという、もうすばらしいと思うんですね。是非とも、研究とかじゃなくって、貸与するというレベルでございますので、よろしくをお願いしたいなと思います。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、これで質疑を終了いたします。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、最後に私から一言、御挨拶を申し上げます。

〔太田委員長挨拶〕

〔馬場会計管理者兼会計管理局長が各局を代表して挨拶〕

太田委員長 ありがとうございました。

それでは、このたび御勇退等をされる3名の方からも一言ずつお願いしたいと思います。

〔小石議会事務局長挨拶〕

〔佐藤会計管理局会計課長挨拶〕

〔河野監査委員事務局第一課長挨拶〕

太田委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして各局関係を終わります。執行部の皆さんはお疲れ様でした。

ここで執行部が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

〔各局退室、企画振興部入室〕

太田委員長 それでは、再開いたします。

これより企画振興部関係の審査を行います。

本日は委員外議員として、小川議員、福崎議員、猿渡議員、佐藤議員に出席いただいています。

初めに、本日審査いただく案件について、工藤企画振興部長から概括的な説明をいただきます。

工藤企画振興部長 太田委員長をはじめ、委員各位におかれましては、平素より御指導をいただき誠にありがとうございます。私から、本日の案件等について概括的に御説明申し上げます。

まず、第1号議案令和8年度大分県一般会計予算につきましては、月曜日の予算特別委員会にて私から説明したもの以外の12の主要事業を担当課室長から御説明いたします。

それから、第21号議案大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例の制定は、しいきアルゲリッチハウスを9月に県有化するにあたり規程を整備するものです。なお、県有化後にハウスを活用して行う事業予算につきましては、この予算案の中で計上しております。

第22号及び第23号議案の設置管理条例の改定につきましては、i i c h i k o総合文化センターと県立美術館について、指定管理者が人件費や物価の高騰を踏まえて利用料金を設定できるよう、その上限額の規程を引き上げるものです。

諸般の報告は6件ございます。昨年暮れにサンリオエンターテイメント社から発表されたハーモニーランドエンタメリゾート化構想の今後の円滑な推進に関して、2月に県が設置したプロジェクトチームの説明のほか、国東地域半島振興計画などの三つの計画や方針、スポーツ施設調査、東九州新幹線の大会といった、今年度進めてきた取組を御報告し、この秋に策定を目指している地域公共交通計画について説明いたします。

それでは、各事項の詳細を担当所属長から説明いたしますので、よろしくお願いします。

太田委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、第1号議案令和8年度大分県一般会計予算のうち、企画振興部関係部分について執行部の説明を求めます。

木口おおいた創生推進課長 企画振興部の主な事業について御説明します。

まず、おおいた創生推進課関係の3事業です。

資料3ページを御覧ください。

上の欄、おおいた移住定住促進事業費2億1,780万1千円は、移住定住を促進するため、県外移住相談会の開催や、市町村と連携した移住者向け一時金の給付等を行うものです。一つ目のマル特ですが、市町村と連携した移住に伴う経済的支援として、1世帯あたり20万円を給付する移住応援給付金制度がありますが、県内各地で人手不足が深刻化している地域公共交通等の運輸業や、建設業、医療介護などの9分野に就職する移住者を対象に、1世帯あたり10万円の加算制度を新設し、地域の人材確保を後押しします。二つ目のマル特では、本年10月をめぐりに本県で初めて地域おこし協力隊2名を振興局に配置し、行政にない自由な発想で、地域の活性化を推進してもらいながら、県内への定住を図ります。

その下、移住者就業スキルアップ支援事業費7,158万9千円は、移住希望者が県内で円滑に就職できるように、企業からニーズの高い技術や資格の習得から就職・定住までを一貫支援します。

ITスキルアップ支援では、生成AI活用等の習得を支援するとともに、資格取得スキルアップ支援では、簿記、宅建士、ファイナンシャルプランナー、医療事務、語学等の通信講座を活用して、資格取得等を支援します。

資料の4ページを御覧ください。

空き家対策促進事業費7,951万5千円で、空き家の適切な管理を促進するため、テレビや新聞などでの広報や、専門家による相談窓口の設置を行うとともに、移住者による空き家の利活用を促進するため、空き家の購入や改修費用に対して上限100万円の補助を行います。新年度は、子育て世帯による活用をさらに促進するため、新たに50万円の加算制度を設けます。

松木国際政策課長 続いて、国際政策課関係です。

5ページをお開きください。

海外ネットワーク強化対策事業費5,669万9千円は、成長を続ける海外の活力を取り込

み、本県産業の活性化を図るため、連携協定締結地域などとの関係を強化するほか、県内の民間事業者等が海外展開しやすい環境を整備します。

一つ目の二重マル、部局連携による一体的な海外プロモーションでは、今年度に引き続き、米国及び台湾におきまして、交流の促進、観光誘客、県産品の輸出拡大等を目的としたプロモーションを実施いたします。

また、二つ目の二重マル、海外ネットワークの強化では、今年度、大阪・関西万博等を契機として交流を深めた国・地域とのさらなる関係強化に取り組みます。例えば、昨年9月に友好交流の意向表明書を締結したカナダのプリンスエドワードアイランド州につきましては、民間における交流の動きとも連動し、同州の物産や本県とのつながり等を紹介するイベントを開催します。また、今年度に引き続き、世界で活躍する本県ゆかりの人材を活用した県内企業の海外展開支援など、様々なチャネルを活用した海外ネットワークの強化にも取り組んでまいります。

宮成芸術文化振興課長 続きまして、芸術文化振興課関係について御説明いたします。

6ページをお開きください。

芸術文化創造発信事業費5,377万8千円は、県内の芸術文化の振興を図るため、左下のマル新のとおり三つの新たな取組を実施します。

一つ目、OPAM文化観光推進事業では、本県が世界に誇る竹工芸をテーマとするイベントや、空港やホーバーターミナルでの作品展示を通じて、観光客等が本県の芸術文化に興味関心を持ち、OPAMをはじめとする県内の文化観光施設等を巡るきっかけづくりに取り組みます。

その下のOPAM幼児アート体験事業では、園児の豊かな感性を育成するため、県内の幼児教育施設のこどもたちを企画展に招待し、ガイドスタッフによる対話型鑑賞を行います。

最後に、OPAM企画展と連動した来館促進事業では、夏休みに開催するハローキティ展の来館促進に向けて、サンリオとコラボレーションしたノベルティの作成・配布を行います。

田吹広報広聴課長 広報広聴課関係について御説明いたします。

7ページをお開きください。

選ばれるおおい情報発信推進事業費6,537万9千円でございます。観光や移住、就業等あらゆる分野で県内外から選ばれるおおいの実現を図るため、Webマガジン等で情報を発信するとともに、デジタル広告出稿の内製化や外部専門人材の活用等により、各所属が実施する広報事業が効果的なものとなるよう支援いたします。

具体的には、首都圏等の若い女性をターゲットにしたWebマガジンedit Oitaにおいて、グルメや工芸品、そこに暮らす人々のライフスタイルなど、温泉だけではない本県の魅力を読者に刺さる記事にして発信するほか、今年度からは、県が推進する施策等を分かりやすく編集し、紹介しています。閲覧者数も令和8年2月末時点で200万を超えるなど、県外向け情報発信のコンテンツとして定着しており、今後もさらに深く本県の情報を届けていきます。

また、下から四つ目の二重マル、DXを活用した広告推進体制の強化は、デジタル広告について、広報広聴課の職員が直接、広告媒体の選定や配信、配信後の効果検証を行うにあたっての技術支援を受けるための経費を新たに盛り込み、職員のスキル向上を図ることで、迅速・柔軟な情報発信につなげてまいります。

寺川統計調査課長 統計調査課関係の2事業について御説明いたします。

8ページをお開きください。

委託統計費1億6,819万1千円は、総務省など国の関係省から委託されて行う統計法に基づく基幹統計調査の実施等に要する経費で、財源は全額国庫支出金です。

令和8年度は、毎年実施する労働力調査などの経常調査に加えまして、5年ごとに行われる周期調査として、二つの調査を実施いたします。一つは経済センサスです。これは、全産業の売上金額や収入金額、費用などの経理項目を把握し、全国及び地域の事業所・企業の経済活動を明らかにする調査です。もう一つは、社会生活

基本調査です。これは、生活時間の配分や自由時間における主な活動について調査するもので、ワーク・ライフ・バランスの推進など、社会生活に関する各種施策の資料となります。

次に、9ページを御覧ください。

県単統計費5,483千円は、本県の経済の現状を把握するための県民経済計算や景気動向指数など、県独自で行う調査や分析などに要する経費です。

令和8年度は、5年ごとに行う周期調査として商品流通調査を実施します。これは、県内の製造事業所における製品の出荷先を地域別に調査し、本県の製品の流通状況を把握するものです。

幸野交通政策企画課長 交通政策企画課関係の2事業について御説明いたします。

10ページをお開きください。

上段の九州の東の玄関口としての拠点化推進事業費6,466万8千円は、拠点化の推進に向けて、県内外を結ぶ陸海空の交通ネットワークの充実や確保に向けた取組を支援するものです。

主な取組となる三つのマル特について御説明いたします。

まずフェリー航路利用促進事業では、重要交通手段であるフェリー等の航路を持続可能なものとするため、新たに、他産業に比べ特に困難である人材獲得に要する経費や、人手不足に対応する、人の関与を省略する機器の導入に要する経費を支援します。支援にあたっては賃上げの有無などに応じて補助率を変動させるなど、きめ細かな制度設計にしています。

次に、大分空港アクセス改善事業では、ノースライナー・佐臼ライナーの運行費に加え、来年度からはホーバータクシーの運行費も助成いたします。いずれも大分空港利用促進期成会が実施主体になります。これらの取組により、大分空港駐車場の混雑緩和も図りたいと考えています。

最後に、ホーバーターミナルおおいの賑わい創出事業では、ホーバークラフトの増便の動きに合わせ、ターミナルや周辺地域が有する資源

やポテンシャル等を最大限いかしながら、民間主体のにぎわいづくりを後押ししていくものです。ミニ映画祭や音楽祭といった地域一体で取り組む様々なイベントや、ホーバー関連の商品開発など、にぎわいにつながる創意工夫を凝らした取組を募集します。支援にあたりましては、継続的な取組となるよう最大2か年の支援が可能な仕組みにしています。

続きまして、下の段、国際航空路線誘致・拡充促進事業費2億5万2千円は、現在就航中の国際線の安定的な運航継続を図るため、市町村等と連携して、航空会社に対する空港着陸料等の運航費用軽減への支援や、利用促進策、空港人材の確保対策を行うものです。

令和8年度からは、現在のソウル線及び台北線の定着を図るため、大分空港を発着する団体海外旅行客の渡航費用を助成し、県民等の利用を促進いたします。

また、国際線受入れに不可欠な地上支援業務、いわゆるグランドハンドリング人材の確保のため、航空業界で働く魅力を伝える啓発動画の制作や、教育機関と連携した体験会の実施などの取組を強化します。

田原地域交通・物流対策室長 最後に、地域交通・物流対策室関係の2事業について御説明いたします。

11ページをお開きください。

生活交通路線支援事業費2億905万2千円は、県内全域において生活交通を確保するため、市町村が運行するコミュニティバス等の運行費を助成します。

このうちマル特、新たに用意する生活交通路線再構築支援補助金は、AIシステム等を活用した先進的なデマンド交通の実証に取り組む市町村を支援するものです。限度額200万円で2市町分としています。

次の12ページをお開きください。

上から2番目のマル特、公共交通利用促進事業費1,498万6千円は、公共交通の維持・確保と環境負荷の軽減を図るため、その利用促進に向けた普及啓発に取り組みます。

具体的には、令和6年度に実施して大変好評

をいただいたバス無料デーを再度開催し、バスに乗るきっかけ作りやバスへの関心を高めることで、利用者の定着を図っていきます。

また、環境アプリのエコふぁみと連携して、バス・鉄道等の公共交通機関を利用するたびに乗車ポイントを付与するキャンペーンを行います。

加えまして、SNS等を活用した公共交通利用促進のための情報発信にもしっかりと取り組んでまいります。

企画振興部の主な事業については以上です。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑などはありませんか。

原田委員 すみません、三つ、ちょっと教えてください。

まず、移住促進の分について、おおいた移住定住促進事業ですけど、人手不足9分野について加算金を出すという話ですけど、これの出し方っていうか、例えば仕事、今まで別の仕事をしていたり、していなかった方も含めて、移住にあたって、この分野に就職されるっていうか、就業機会を得てする分にも加算される。こういったタイミングでこの加算がされるのかを是非教えてください。

二つ目ですけど、今年、ホーバーに関して、このたびは嶋川交通政策局長、本当に御苦労様でした。少しずつ頑張っているのがよく分かりましたけど、一つは、やっぱり大分にホーバーがあるっていうのを知らない人っていうのが結構いるなっていうのをちょっと感じるんですよ。娘が東京に住んで、ちょっとその話になって。例えば大分空港に飛行機を予約したときに併せてネットで取る形になるのかな。併せてホーバーのチケットも取れるような仕組みがあるといいんじゃないかなという話になりました。

それから三つ目ですけど、この前、予算特別委員会に出たようなんですけど、今、大分空港からの便は羽田と成田と伊丹と名古屋でしたっけ。やっぱりこっちから行くだけじゃなくて、来てくれることを考えたときに、例えばこの前、予算特別委員会では沖縄便のことが出ましたし、

北海道とか、便の拡大のアプローチができないかなと思うんですけど、その3点お願いします。

木口おおいた創生推進課長 1点目の御質疑でございます。移住定住促進事業の中の職種加算の分について、令和8年度から新規に入れますので、対象としましては、前の職にかかわらず、大分県内で移住された方で、例えば建設業とか運輸業に就職された方が対象になりますので、それ以前の移住元の方で一応、同じ職をされておられても対象にするように考えております。

幸野交通政策企画課長 ホーバークラフトについては、委員会の皆様方にも御心配いただきまして大変ありがとうございました。お陰様をもちまして、少しずつですが、安全の確認が取れ、そして着実な運航実績を重ねて、この4月から1往復増便ができるようになりました。今はその先の夜間航行便を早期にできるように見据えて、国との調整をしております。これができることで、さらなる増便が図れるというふうに考えております。

まず、1点目のホーバークラフトの認知については、県の方もしっかりとPRをしたいということで、羽田空港のデジタルサイネージに載せたりとかPRはしているんですけど、まだまだ足りないと思っています。観光部局とも連携しながら、いろんな機会を通じてホーバーの認知を広げるとともに、運航事業者と一体になって、例えば今、委員のおっしゃられたような旅行商品とのセットをしたような商品開発なども考えていきたいと思います。来年度はにぎわいづくりということで、ホーバークラフトをPRするような商品の開発、お土産も含めて、そういった旅行商品の開発も支援の対象にしていますので、そういった民間の知恵も借りながら取り組んでいきたいと考えております。

もう1点目では、空港のこれからの在り方ということだと思います。先日、国際ターミナルを増改築しまして、駐機場も二つ増えて、いよいよ大分空港もコロナ禍前をさらに上回るような人流の流れの拠点になれると考えています。今現存する便だけではなく、沖縄であったり、北海道であったり、あるいは他にもチャンスが

あれば、その他地方空港ともつなぐことができるように、そういった取組はこれからもやっていきたいと思います。

やはり一方で、その旅行、大分に来るニーズっていうのが必要になります。それはエアラインの方がやっぱりよく把握をされているので、多くのエアラインと話をする。それから旅行会社と話をする、そういったところからそのヒントを見つけて、トライできるところには全てトライしていきたいというふうに考えております。

澤田委員 私の方から2点お尋ねしたいんですけども、11ページの生活交通路線支援事業費についてなんですけれども、この中で利用拡大推進費補助金っていうのがあります。私、地域の方といろいろお話ししていると、やっぱり今、地域交通というのは本当に皆さん悩んでいる問題で、バスの路線、減便もそうなんですけれども、やはりバスに乗りたけれど乗れないっていう方も、便数によってはかなりあるということでもあります。

ただ、やっぱりバスの事業者も当然、乗客数が増えなければ、増便って、これできないわけですので、そこら辺の乖離をどうやって埋めていくかというところで、いろいろとお話ししていく中で、やっぱり皆さん共通して言われるのが、バス停が物すごく、何ていうんですか、バス停で待ちづらいというか、大分駅とかの周辺はしっかり整備されているんですけども、やっぱり大分市内においても、もう雨、風がしのげないところがたくさんありますし、ベンチさえ置いていないところもあって、じゃあ、車椅子、ノンステップバスはあるんですけど、結局そこに、バス停に行くまでの舗装が凸凹で、車椅子の方も行けないとか、やっぱりそういった部分をしっかり考えていかないといけないのかなと思っています。

今回、従前からあると思うんですけども、この補助金に関して、今現状、バス会社がバス停の整備を行うと思うんですけども、補助金ってどのくらい今出ているのか、申請って数多くあるものなのかどうなのかということが1点お伺いしたい。

あと、1日無料バスデーもそうなんですけれども、結局、無料バスデーにしたらくさん乗客が乗るっていうことは、バスに乗車するのは否定されていないと思うんですね。ですから、そういった意味において、その無料バスデーの予算を少し削ってでも、こういったソフト面でちょっと対応した方がいいのではないかなとは思っています。

田原地域交通・物流対策室長 今のバス停の整備等に関するバスの利用のしやすさということに関する質疑に対しまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、挙がっております利用拡大推進費補助金というのは、基本的には市町村が行うコミュニティバスの購入、停留所の整備に対して助成を行うというものでございます。

また、これとは別に軽油引取税の暫定税率、なくなりましたけれども、暫定税率を原資として、運輸事業振興助成金という助成金を大分県のバス協会の方にお支払いをさせていただいておりまして、その運輸事業振興助成金の中でも、バス停の上屋整備ということで81万5千円の補助をさせていただいております。

この使用実績、さきほどの生活交通、利用拡大推進費補助金の方の利用状況ですけれども、これは上屋に限らず、バスとかの導入もありますので、令和3年度に大分市が停留所や上屋の整備に100万円、令和4年に、上屋、停留所になりますと大分市が150万円、令和5年が、大分市が停留所、上屋整備などに300万円ということで、令和6年、令和7年は上屋整備等の補助はないという状況になっております。

ということで、やはり誰もが乗りやすいということで、今回、後ほど少し説明をさせていただきますけれども、策定中の地域公共交通計画でも、やはり利用者の方が乗りやすい、使いやすい公共交通を目指してということで取り組んでまいりたいと考えております。

また、あわせて、今回の予算でも上げておりますけれども、やはりもう定時・定路線のバス

というよりも家の近くまで来ていただく、できるだけドア・ツー・ドアに近いような形での公共交通の在り方というの、デマンド交通の方にもある程度シフトをしていくことも考えていきたいと思っております。（「分かりました」と言う者あり）

梶田副委員長 すみません、まずは2点ちょっとあったんですが、澤田委員とかぶる部分もあるんで、そこはいいです。

1点目は、別府港のフェリーターミナルで、これ多分、観光港の方で出ていると思うんですよ。多分それが去年と予算も変わってなくて、今ちょっと聞きたいのが、去年、予算も付いたっていうのも以前お聞きして、4億円ぐらい付いたと。今どういう現状で進んでいるのかと、国に対してどんなアプローチをしているのかっていうのを、ちょっと詳細を教えてくださいなっていうのが一つと、あともう一つはバスの件なんですけれども、今どの公共交通機関も結構人手不足という中で、タクシーもすごい不足しているんですけど、東京とか都会もそうなんです、バスの運転手が、結構タクシーの運転手に来ているのが結構多くて、5人ぐらい来ているという話を聞いたんですね。

例えば、じゃあバスに乗りましょうといっても、人手が足りなかったら、もうどうしようもないし、田舎に行けば高齢化も進んでいく中で、今言ったドア・ツー・ドアで、熱中症でバス停まで行けないとか、やっぱり倒れてしまうからタクシーじゃないと無理だっていう部分が出ているのが現状なんですね。

そういった部分で、ちょっと温度差がこれから出てくると思うんです。人手不足の部分含めて、そういった部分に対してどのように考えているか、お伺いさせていただきたいと思います。

幸野交通政策企画課長 別府港は今、再編整備計画の中でフェリーターミナルの検討をしています。現在、その再編計画の状況でございます。大きく別府港再編計画は四つの工程を踏んでおります。一つ目が、岸壁部分に国の直轄事業を入れて改修をするというものです。港の中を走る臨港道路などを整備する交付金事業というの

が二つ目でございます。三つ目は、中の湾内を埋め立てる特別会計事業が三つ目でございます。四つ目に、PFIなどの民間活力を利用したにぎわいづくりの検討ということで構成されています。

この一つ目の国直轄事業、それから二つ目の港湾事業、それから三つ目の特別会計事業、これは土木建築部で管理をしておりますので、現在、国の、令和7年度に岸壁の老朽化対策で予防保全事業が採択されて、一部予算が確保できて、それに取っかかっていると聞いております。

現在、これまで直轄事業のめどが立たなかったもので、なかなか動きがなかったんですけども、そうした動きが出てきたので、今年度はその全体の工程であったり、あるいは大まかな事業費などを精査しているところでございます。

企画振興部の交通政策局が所管しておりますのは、その四つの過程のうちの、にぎわいづくりに必要な事業ということで、この中にターミナルの再編については入っているんですけども、これらはそういった1、2、3の工程の次の工程になりますので、これからスケジュールを見た上で、また、社会情勢とか環境変化などを踏まえて、関係者と、こういったものがフェリーターミナルに必要か、こういった施設が必要か、そういうのを議論していきたいと考えているところでございます。予算は、そういった議論をするための経費ということで、要求をさせていただいております。

田原地域交通・物流対策室長 公共交通を支える乗務員の不足に対して、どのように立ち向かっていくかということについて、お答えさせていただきます。

まずは、バス、タクシーの乗務員を確保するというのが大前提ですので、やはりその乗務員の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりまして、また来年度の予算においてもしっかりと付けて事業に取り組んでまいります。

その次に、やはりどうしてもタクシーの運転手、バスの運転手が足りないというような地域もやはり周辺部等ではございます。そのような地域においては自家用有償旅客運送、いわゆる

公共ライドシェアというもので、二種免許を持たない一種免許の方が運転して旅客を運ぶというサービスも導入していただいているところでございますし、代表的な例では別府市の湯けむりライドシェアGLOBALなどについては、市内全域を一種免許の方が自分の車や別府市の車を使いまして、観光客やインバウンドのお客さんを運んでいる事例等もございます。

また、あわせまして、どうしても足りないというところについては、集落内で住民同士が支え合うという移動手段も、福祉部門や創生部門と協力して導入をしていくということで、その地域のニーズに合わせて運転手を確保していくことを考えています。

加えて、交通事業者のDX化などによる業務効率化とともに、国の方の、今回の地域交通法の改正にもございますけれども、スクールバスや福祉車両等の運転手や車両など、様々な移動手段の活用などについても、それら関係部局等と検討を進めてまいりたいと考えております。

桝田副委員長 ありがとうございます。

まず、別府湾に関してはすごく皆さん期待もしているということで、よく別府湾周遊の空飛ぶクルマの離発着の場所になる可能性もあると思うので、そういった部分で、昨日、説明を受けたので、土木建築部ときちっとやっていただいて、早く進めていただけることを期待しています。

さきほど言ったのが、結局バスの給料がやっぱり少ないから乗務員が移動しているってことが結構あるので、そういった部分で仮に乗る人が増えてもバスは増えないっていう、そういう悪循環が多分出てくるので、そこら辺もきちっと把握した上でやっていただきたいと思うので、是非とも今後そういった部分を、その中での移動が結構、今あるよっていうことは周知していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

太田委員長 私からもちょっと関連で、特にタクシーの運転手で、夜間から早朝にかけて、由布院なんかほとんどいないんですよ。インバウンドで結構お客さんは夜、別府とかに行って

も帰る便がなくなって、どこのタクシー会社も夜はもう全く出ないんです。だから、結局、我々の自家用車で迎えに行くしかない。そして料金は取れない、サービスというような形で。その人員を身銭で払って、現状はそんな感じなので。特に、由布院なんかも全く夜はタクシーありません。朝の8時半まで全くありません。だから、結局、各自家用車でそういう送迎を今かなりしているという現状です。

田原地域交通・物流対策室長 太田委員長のおっしゃられたことを、私どもも常々実感しております。ということもありまして、昨日ちょうど嶋川交通政策局長と私とで由布市にまいりまして、小石副市長などと今後どういうふうな対策を打っていくかということについて意見交換させていただきましたので、来年度、何か少しでも動けばいいなというふうに考えております。

太田委員長 ありがとうございます。

三浦委員 国際政策課が全庁的に海外プロモーションをやっておりますけれども、複数年になってますが、効果、成果を教えていただきたいなと思います。

もう1点、ホーバークラフトの関係、来月から増便ということ、大変うれしいですし、また、これから夜間の便を国に申請する。是非進めていってほしい半面、第一ホーバードライブの操縦士とか整備士、実際に非常に操縦もかなり難しいというふうにもう当初から言われているんですが、この辺の確保、育成等はどうなっているのかっていうのを教えていただきたいなと思います。

松木国際政策課長 海外プロモーションの成果についてお答えします。

今年度は米国と台湾で実施したところですが、米国のプロモーションにおいてはスタンフォード大学等と今の高校生の遠隔講座に加えて、県内の大学生との遠隔講座を実施するというようなことで合意いたしました。また、国際会議の誘致でありますとか、そういったお話もできましたので、そういったところは今年度の成果であると考えております。

また、台湾プロモーションも実施しておりますけれども、企業誘致セミナー、大変盛況でございまして、ちょっとそういう企業の案件は進みつつあるというような話は聞いておりますので、そういった成果であると。

あと、大分県の産品は大変好評で、皆さんに喜んでいただいておりますので、その辺は輸出の関係でも進んでいるものと考えております。

幸野交通政策企画課長 ホーバークラフトの件でございます。現在、操縦士を担っていますのは船長が5名、それから航海士が5名でございます。まず船長と、それからレーダーを見る副操縦士の2人を、この5名のチームの中でやっております。

現在4往復8便、この4月からは5往復10便になります。その先の夜間航行も見据えていけば、さらなる増便になるんですけど、現時点で運転士、航海士、船長が不足しているという状況にはないんですけれども、この先の夜間の増便次第によってはさらなる増員が必要になるうかと思えます。

また、職員の新陳代謝、年齢によつての構成の変更とかを考えますと、継続的な育成をこれからも続けていかないといけないと思います。

140時間の事前の訓練などもこれまでやってきたところですから、やっぱりしっかりとした時間がかかると思います。早い段階からとか現在でもやっておりますけれども、将来を見据えた育成をやってもらいたいというふうに考えています。

もう1点、整備士でございます。船舶を3船お貸ししていますので、専任の整備士をホーバードライブは雇って、雇ってというか、採用して、もう自社の方で整備をしています。一方で、英国製の製品ですので、英国の部品であったりとか、あるいは内容によっては本国とやり取りをしながら整備をしていかないといけないんですけれども、そういったことをこれから20年の間続けていくには、やはり大分の中で整備をできる県内企業、それから日本の製品が部品に置き換えられないか、そういったことが、これからは安定的な運航には必要かなということで、

現員の整備士は足りないということはないんですけれども、県内の企業の協力も得ながら整備体制を強化していくと聞いています。我々もそれをしっかりと、中に入って確認しながら支えていきたいと思っています。

三浦委員 第一ホーバードライブの今の現状はよく分かりました。安心しましたので、また是非引き続きお願いしたいというふうに思います。

また、プロモーションの関係ですけれども、是非最大限の効果が上がるようにしていただきたいですし、加えて国際政策課として予算計上しているのであれば、つまり、例えば部をまたぎますけれども、輸出額がどのぐらい増えているとかも含めて、また是非詳細をいただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

成迫委員 原田委員のホーバークラフトの件に関連してなんですけれども、やはり認知の部分で課題があるというふうなお話を伺いました。原田委員からは、パッケージにして、予定の中でというお話があったんですけれども、また空港に降り立って、そこからこんながあるんだってというふうなところで、例えば大きな看板に、西大分まで世界一みたいな、ちょっとこんなあるんだってというふうな、何かそういったところで、降り立った人たちに対しての何か今後の戦略的なものがあるのかっていうようなところをちょっと聞かせてください。

幸野交通政策企画課長 ありがとうございます。ホーバークラフト、降り立ったところで認知がなかなかないというのは昨年も言われておりまして、一つの工夫として、降り立った搭乗口から先にホーバー乗り場という、地面への表示をさせていただきました。これである程度分かりやすくなったというお声はいただいています。今言われたように、柱にはホーバークラフトと書いてますが、なかなか目立ちにくいので、少しホーバークラフトがここにあるよと、大分にあるよというのが分かるような工夫はちょっと検討したいと思っています。

もう1点は、この5月ぐらいから空港での周遊便を入れたいという話を聞いています。空港で周遊が始まれば、それなりのPRをして多く

の方に乗っていただく必要がありますし、インバウンドの方も、大分には2路線ございますので、そういった方々は日本で、そこで乗れるというのもまた一つ魅力になろうと思います。そういった空港で周遊をやるということも、しっかりPRできるような工夫を考えていきたいと思っています。

成迫委員 ありがとうございます。

実は先日、陸上の強豪大学が佐伯市で合宿をして、監督と話しているときに、実はホーバーっていうのがあるんですってという話をしたら、あっ、そんなんあるんだってというふうな、次の合宿のときには是非っていう話になりました。結構、佐伯に住んでると、空港を降りてから別府とか由布院の方に行かれる方が多くて、南下してくる旅行者に関してはホーバーを大きな武器にして、そこから県南まで足を運んでいただいて楽しんでいただくっていうような、やはりそこら辺までちょっと頭に入れていただきながら、利用していただけるような、そういう認知を広げていけるような、そこら辺の戦略をしっかりとやっていただければありがたいです。よろしく願いします。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方。

猿渡委員外議員 文化芸術の関係、6ページの関係ですけれども、以前からいろんな声をいただいていたいて、例えば演奏家であったり、職業としてそういう仕事に就いても、それだけでなかなか食べていけない。アルバイトもしなければいけないし、練習もしなければいけないし非常に苦労されているようなお話を聞いています。そこに至るまでも、こどものときから本当に家族含めて非常に努力をされてこられてプロになったけれども、なかなか厳しいと。

教育の分野で、文化部も専門家の方に指導していただいていたいなことも今言われているんですけれども、そういうところでも活躍していただくとか、やっぱり若手を育成して、その方たちの能力を十分に発揮していただけるような環境を整えていく。さらに次の世代につないで

いくつていうようなことが大事だと思うんですけども、その点で何かあるのか、今後に向けて何かあればと思います。

もう1点は、もう回答はいいんですけども、プリンスエドワード島との交流の関係で、私、個人的に感じているのは、赤毛のアンなどのモンゴメリーの作品と野上弥生子さんの作品が何か共通する面があるんじゃないかと思ってまして、女性の自立とか自然を愛する思いとか、宗教に対する思いとか、非常に共通点があるなっている思いがありまして、せっかく大分県とプリンスエドワード島は、そういう形で交流するんであれば、やはり野上弥生子さんにも焦点を当てていくようなことはできないかなっているふうなものもありますので、今後また考えていただければと思います。

1点お答えをお願いします。

宮成芸術文化振興課長 若手の演奏家に対する支援ということなんですけど……（「演奏家に限らずですね」と言う者あり）ああ、そうですね。演奏家、それからアーティストの方々ということだと思うんですけど、県の様々な事業でなるべく若手を起用するというか、そういう方の出番が増えるように考えております。

例えば、特に別府の方でやっております、混浴温泉世界実行委員会がありますが、Art Fair Beppuといいまして、今年はビーコンプラザの方でやったんですけども、3年目になるんですけど、ここは県内外の方からアーティストたちが出ていただくようなものなんですけれども、今年でいえば70組のアーティストさんが参加、出席しました。

どんな場かといいますと、自分の作品を展示して、言ってみたらブースみたいな感じになってまして、作家さんもその場所にいる。来場してくれた方々と交流をしながら、その方がもし気に入ってくださったら、その場で購入もできるというような、アートフェアと一般的に呼ばれているイベントなんですけど、そのイベントの方に今年でいえば70組、全部で出展、ブースを設けていただいたんですけど、その中の県出身、県のゆかりのある方が28人ほどいらっしゃい

ました。竹工芸や絵画などいろんな分野なんですけども、そういった例えばなんですけど、アートフェアという場はですね、お客さんといっても、我々ぐらいの普通の人が行っても構わないんですけど、美術館の方とか、あとバイヤーの方とか、そういった美術関係のプロの方が集まる場所なんです。全国的に何か所か、都会の方に行くとかかなり規模の大きいものもやっていますが、混浴温泉世界の方で、是非別府でもということで、これもう3年目で、今後是非定着してもらいたいなと思っている事業なんですけど、例えばその事業は本当に若手、これから伸びていくであろう若手に脚光を浴びて、しかもバイヤーであるとかそういった業界の方々とながってもらって、このことにつながるんじゃないかというふうに思っています。

それから音楽の方でいえば、例えばもう始まりましたが、別府のアルゲリッチ音楽祭でも、県の出身の若手演奏家だけを集めたコンサートを開きますので、そういった場でもアルゲリッチ音楽祭となりますと、当然業界の方も集まってきますし、そういったところから、そのアーティストの将来につながるような工夫はいろんな事業でやっていくところです。（「よろしくお願いします」と言う者あり）

太田委員長 国際政策課長、いいですか。（「何かありましたら」と言う者あり）

松木国際政策課長 せっかく始まった交流ですので、いろんな点からまた広げていけるといいのかなと思ってますので、また野上弥生子さんについても勉強させていただきたいと思います。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方。

福崎委員外議員 私からもホーバークラフトについてちょっとお尋ねしたいんですけども、運航についてじゃなくて、ハローキティと何かコラボするような計画があるのかと。かなり今回ハローキティを使っていろんな事業を展開するというので、予算特別委員会の中でお話を聞きました。このホーバーについてもそういうことがあるのか。例えばホーバーの外観にキテ

ィちゃんが載っているとか。それとか、よくあるのが、大体キャラクター人形というか、マスコットキャラクターみたいなものが作られて、ホーバーマンとか何かそういうものが作られているんですけれども、こどもの身近なやつとかですね、そういうものをやると、こどもを通じて広がっていくという部分もあるなど。

さっきからちょっとGoogleで見ているんですけど、ホーバードライブ社のホームページを見ても、県の見ても、何かホーバークラフトを例えばPRしているような感じがしない。動画、例えば走っているところが動画で、ばあっと走っているとか、そういう何か、運転手さんが格好よく降りてくるとか、ああ何かすごい、ちょっと行ってみたいと思わせるものが全くなくて、この2年間近くでこれかというレベルなので、そこら辺どういう考え方を持ってPRしていくんですか。そういうところをちょっとお聞きしたいです。

幸野交通政策企画課長 ありがとうございます。まずハローキティなんですけれども、現時点では、来年度はハローキティとホーバーターミナルのコラボというのは、今のところ、案はないです。空港の方で大分ハローキティ空港とします。その延長としてホーバーターミナルもそこにぎわいの一つになればいいかなとは思ってますので、将来的にはそういったことも考えていかないといけないかなと思うんですけど、現時点ではないです。（「ないといかんわね」と言う者あり）

もう1点、ホーバーのにぎわいづくりで、例えばホーバークラフトのキャラクターであったりとか、あそこじゃないと会えない、食べられない、買えない、そういったものっていうのは多分ある程度必要なのかなと思います。ターミナルの中にホーバーガチャっていうガチャガチャを置いているんですけど、非常に人気で、補充しても補充してもすぐなくなっているといったような状況です。そういったこともホーバーの認知につながりますし、いいPRになると思うので、今度のにぎわいづくりの補助金で、ホーバー関連のお土産であったり、ホーバー乗船

プランを組み込んだ旅行商品とか、そういったことをしています。一方で、さきほどキャラクターを作るとかいうことも、もしそれが民間事業者の方の発案であれば、そういったことも可能ではないかなと。幅広い可能性で、にぎわいづくりをしながらサポートしたいと思っています。

また、動画なんですけど、実は1本そういったホーバーが走っている動画を撮っています。それは大分第一ホーバードライブ株式会社が撮った動画で、ホーバードライブが流す、放送で流れていることはあるんですけれども、なかなか目にする機会がないと思いますので、そういった動画をさらに使ったPR、それから今度、夜間便が始まれば、いよいよホーバードライブもそのPRに力を入れたいとおっしゃっていました。そういったPRの中でも今、委員がおっしゃったようなアイデアや知恵をもっと取り入れていただくようなことはできないかっていうことも、我々の方も話してみますし、我々のPRもそういった視点で進めていきたいと思います。

工藤企画振興部長 補足ですが、ホーバーとサンリオを使えないかということで、昨日、たまたまサンリオの本社の方から、いわゆる今回ライセンスの、キティちゃんを使うとかキャラクターを使うライセンスを管理している部署の役員の方が来られまして、私と桑田副知事と4名ほどでお話をした中で、私の方から、それは、これって使えないですかというやり取りを昨日したところであります。

今回、7ページにあるおおい魅力発信向上事業費4千万円で、これ予算特別委員会でも御紹介しましたが、これをもって、例えばハローキティ空港の継続であるとか、そこにとどまらず、県政のいろんなところかなり柔軟にどんどん使ってくださいという契約が何とかこれで取れそうなんですけれども、ホーバーの場合は、御存じのとおり、民間が今走らせている中で使う契約っていうのは、実はその中に織り込みがありません。県がやっているものにはいろいろ使ってくださいとなるんですけど、例えば

大分交通のエアライナーに載せていいですかというのは、それはもう契約外となるので、その辺は解決すべき課題ですが、ホーバーの利用促進も大きな課題ですので、そこに少しサンリオ社も力を貸してくださいというようなお願いはしてみましたんで、一応持ち帰って検討ということで昨日別れたところであります。

たまたまホーバーの船体がハローキティちゃんと色合いが一緒なんです。青と赤と白なんで、トリコロールで、一緒ですねという話は、ちょっと余談ですけども。

太田委員長 よろしいでしょうか。（「丁寧にありがとうございます」と言う者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、これで質疑を終了します。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第21号議案大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

宮成芸術文化振興課長 資料13ページを御覧ください。

第21号議案大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例の制定について御説明します。

まず1制定理由ですが、アルゲリッチ芸術振興財団からしいきアルゲリッチハウスの寄附を受け、今回、マルタ・アルゲリッチ氏の功績を顕彰するとともに、音楽文化を発信することにより、本県の芸術文化のさらなる発展を図るため、施設の名称をアルゲリッチ記念館として県有化を進めるものです。

経過の振り返りですが、令和7年11月26日に財団の方から県に寄附の申し込みがありまして、12月9日に県が財団に対し、本条例等が議決されることを条件として寄附の受納を通知したところです。

2条例の内容ですが、この施設は、アルゲリッチ氏の顕彰施設であることを明確化するため記念館を用いております。

第3条の実施する事業は、昨年の第1回定例会において全会一致で採択された請願にも挙げられているハウスの運営方針も踏まえ、アルゲリッチ氏の顕彰、音楽文化の発信、若手音楽家の育成や教育その他の分野との連携などを進めるものとなっております。

3施行期日及び今後の予定は、供用の開始に向けた準備と、財団の会計年度を考慮しまして令和8年9月1日となっております。

このハウスの活用と維持管理などに必要な予算につきましては、月曜日の予算特別委員会で企画振興部長から説明いたしましたとおり、しいきアルゲリッチハウス活用促進事業費、予算概要の41ページですが、そちらにおきまして4,708万9千円を計上しております。

続きまして、使用料についての考えを説明します。

4その他にありますとおり、顕彰を目的とした施設であり一般に貸し出すことは想定しておりませんので、使用料は設定していません。現在、財団が事務所として利用している部分は、引き続き利用できるよう、行政財産の目的外使用許可の手続を行います。使用料は、財団事業の公益性等を踏まえ全額免除を行う予定となっております。

太田委員長 説明は終わりました。

まず、委員の方から質疑はありませんか。

原田委員 後ろに伊藤京子さんもいらっしゃって、今回で26回目なんですかね、アルゲリッチ音楽祭。本当にこれまで皆さん方の手によって、これが世界的な音楽祭に行き着いたことは本当に深く敬意を表したいと思います。今回、しいきアルゲリッチハウスを県有化することについて反対するわけじゃないんですけど、個人的要望ですけど、やっぱりクラシックを知らない者にとって敷居が高いっていいですか、駄じやれで言っているんじゃないですけどね、（笑う者あり）何かね、やっぱりなかなか敷居が高いんですよね。今説明の中で一般には貸し出ししないっていう話でしたけど、県有化することによって、やっぱり多くの県民の方々が利用できる施設にしなきゃいけないんじゃないかなと

も思っているんですけど、すぐにということじゃないんですけど、そういった意味でいうと、もっと広げて多くの方が利用できる施設っていうふうに考えてもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

宮成芸術文化振興課長 この記念館は公の施設となります。公の施設といいますと、住民福祉の増進ということで、やはり当然そういうものを目的とするんですけども、その具体的な利用形態というものがしっかりと目的に応じて固まっていくということになっております。なので、決して貸し館をマストでしなくてはならないというものではないんですが、きちんと活用をしていきたいと思っております。

今回の記念館なんですが、今までもいろんなところで説明を繰り返してきましたが、本当にもうここにしかない、他の自治体、例えば県立とか市立とかいうところでも、ピアニストであるとか音楽家の記念館を持っているところは恐らくないと思っております。その他にはないという強みを、やはり最大限にいかしていかないといけないかなというふうに肝に銘じておまして、逆に言えば、埋没させたらおしまいかなというふうに考えております。とがったような運営をしていきたいと思っております。県内の県立とか市立とか、いろんなホールがありますが、いずれも多目的ホールであります。何でも会議でも使えれば、非常に集まりがよく使えるんですけども、そこは明確に違う存在であるというふうに、そこを逆に強みとして前面に押し出した運営をしていきたいと思っております。

例えばですけど、普通の一般的なピアノ教室の発表会とか、そういったものはもうこれまでもたくさん多目的の方ではあるんですね。そういったところで引き続き御利用いただければというふうに思っております。やはりアルゲリッチの顕彰をしている強みを打ち出したい。そこでは、やはりクラシックに特化した形で、でも、たくさんの方にお越しいただきたいとも思っていますし、ホールということについては、やはりこだわった、その他事業を含めて強みを

最大限にいかした、埋没していかないような運営を心がけていきたいというふうに考えております。

太田委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方、いいですか。

福崎委員外議員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですけど、その他のところで使用料の設定について、使用料は設定しないと。しかし下には、目的外使用料は全額免除を行うと。ちょっとよく分からないんで、使用料がないのに使用料を免除するっていうのがちょっと。

宮成芸術文化振興課長 資料の上の方の使用料を設定しないというのは、一般の方が施設を借りるときの使用料です。例えばこの i i c h i c o 総合文化センターでいえば、グランシアタを借りて何か行事をやるとかいうときの使用料の話で、その下の財団事務所の使用についてっていうところに関しての、その場合の使用っていうのは、アルゲリッチ財団がその建物に事務所を置こうとしてますんで、その意味の使用ということになっております。

福崎委員外議員 すみません、じゃあ、これ、使用料はいくらになるんですか。全額免除ということなんで、本来ならいくら取るべきものが免除になるか教えてもらっていいですか。

宮成芸術文化振興課長 面積から算出するんですけども、年間で1,023万1千円というふうに計算されます。これを、公益性を踏まえて免除したいというふうに考えております。

太田委員長 よろしいですか。（「ありがとうございます」と言う者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案の

とおり可決すべきものと決定しました。

次に、第２２号議案大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び第２３号議案大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正については関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

宮成芸術文化振興課長 １４ページをお願いします。

第２２号議案の大分県立総合文化センター、第２３号議案大分県立美術館における設置及び管理に関する条例の一部改正について、一括して御説明いたします。

いずれの条例も、それぞれの施設における指定管理者の業務等に加え、ホールや展示室の利用料金の範囲等を規定しておりまして、指定管理者はその範囲内で県と協議の上、実際の料金を定めます。

今回の改正は、人件費や物価の高騰を踏まえ、指定管理者が機動的に料金改定を行えるよう、利用料金の上限額を引き上げるものです。

２改正の背景を御覧ください。改定率は、大分県使用料及び手数料条例に定める平均改定率と同率の６．７％としており、利用料金制を採用している全ての施設が一律の対応となっております。

次に、その下、改正する主な項目についてです。

総合文化センターでは、例えば、表の上から４番目、大ホール、グランシアタのことですが、全日、入場料が３千円を超える場合、利用料金の範囲の上限額を、現在の５８万５，５００円から６２万５千円まで引き上げます。

今回の条例改正を踏まえた実際の料金の改定及びその時期につきましては、値上げに伴う利用者数の減少リスクなどを踏まえ、指定管理者である大分県芸術文化スポーツ振興財団が検討を進めているところです。

なお、県民の利用が多い練習室や会議室などは据え置きをする一方で、入場料が３千円を超える公演については利用料金の引き上げを行うなど、様々な考え方を踏まえ、検討を進めてお

ります。

続いて、資料の１５ページを御覧ください。
県立美術館についてです。

３改正する主な項目のとおり、例えば、展示室Ａ及びＢの利用料金の上限額を、現在４万４，４００円から４万７，４００円まで引き上げます。

なお、同じく実際の料金改定の有無及びその時期につきましては、今後、指定管理者である財団において改めて検討が行われます。

また、自主企画展の料金については、条例で規定されていないため、財団の方で一つ一つの開催にかかる経費や収支見込み、そして公立美術館として、多くの県民に芸術文化に親しんでいただくという役割を踏まえまして、料金を決定しています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

福崎委員外議員 この利用料ですけど、これは指定管理者の方に入るということでよろしいんですかね。もしその利用料が改定されたら、例えば物価高とか人件費が上昇しているからといって、増額で改定された場合に、指定管理料のいわゆる補助が、スライド式で物価高騰とか人件費が上がった場合に出しますよね、指定管理料に。そういうのはないという認識でよろしいんでしょうか。

宮成芸術文化振興課長 施設の使用料については、指定管理者の方に入ります。利用料金制として入ってまいります。増になったら、それは指定管理料の方に反映されるかということですかね。

福崎委員外議員 利用料金が上がったということは、人件費が上がったから利用料金を上げるんでしょうから、指定管理料のスライド制での補填等はないという認識でいいのかなということです。スライドっちゃうか、指定管理料を見直すじゃないですか。あれはないということ

いいのかということです。

宮成芸術文化振興課長 そうですね、その利用料金の収入と、賃金スライドの分の第三者委託のところが直接リンクするものではありませんので。ただ、指定管理委託料の算出については、要するに指定管理、施設管理に必要なお金から使用料等を差し引いた残りのところが一応、委託料になる仕組みになっておりますので、そこには反映はされますね。（「ありがとうございました」と言う者あり）

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決いたします。

まず、第２２号議案大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第２３号議案大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

まず、①について説明をお願いします。

鈴木政策企画課長 ハーモニーランドエンタメリゾート化支援プロジェクトチームの設置について御報告します。

資料１６ページをお開きください。

県では、昨年１２月にサンリオエンターテイメントの小巻社長から発表されましたハーモニーランドのエンタメリゾート化への対応としまして、先月１２日に支援プロジェクトチームを

設置いたしました。産業側や地元から寄せられるニーズや課題にワンストップで対応することで、誘致効果の最大化を図ることとしております。

構成メンバーにつきましては、下の表の右側にありますとおり７部局２５所属の担当班総括等に加え、日出町、杵築市からも参加をいただいているところでございます。

エンタメリゾート化が着実に地域の活性化につながるようしっかり取り組んでまいります。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から質疑や意見等はございませんか。

三浦委員 まずはこの支援プロジェクトチームを設置いただきましてありがとうございました。本格的に動き出すのは実際、計画が発表されてからだろうと思うんですが、当常任委員会で、鈴木課長の方で報告すべき事項等ありましたら、例えばプロジェクトチームが既に１回開催されたとか、新年度以降どう開催されるとか含めて、当委員会で報告すべき点がありましたら御報告いただきたいというふうに思います。

鈴木政策企画課長 このプロジェクトチームについては、事務局のリーダーを企画振興部の方で所管しておりますので、そこであったことについては、こういった諸般の報告等で逐次報告できることはしていきたいと思っております。（「ありがとうございました」と言う者あり）

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、次に②の説明をお願いします。

木口おおいだ創生推進課長 国東地域半島振興計画と大分県山村振興基本方針の変更について報告いたします。

資料の１７ページを御覧ください。

１２月の常任委員会で変更の概要について説明しましたが、その後パブリックコメントを行い、国からの意見を踏まえ最終案が確定しまし

たので、パブリックコメントの御意見や前回からの変更点、スケジュールなどを説明します。

まず、左の国東地域半島振興計画です。パブリックコメントでは、国東ならではの滞在価値を高める取組を進めてほしい、など14件の御意見をいただき、振興計画への追記等を行っています。なお、全体の意見は18ページと19ページに掲載しております。

また、国から優先啓開ルート上における橋梁耐震化率をKPIに追加すべきとの意見があり、令和5年度の47.9%を15年度には81.3%まで引き上げることを目標としております。

スケジュールですが、今月末に主務大臣の同意を得て、変更手続が完了いたします。

次に、右の大分県山村振興基本方針です。

パブリックコメントでは、山村に人を呼び込み、交流人口を増やす取組が必要など7件の御意見をいただき、基本方針に追記等を行っています。全体の意見は20ページに掲載しています。

なお、スケジュールですが、3月末までに国に提出し、変更手続が完了することとなります。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から、質疑や意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、次に③の説明をお願いします。

宮成芸術文化振興課長 21ページをお願いします。

大分県文化振興基本方針及び大分県文化創造戦略の改定について御説明いたします。

2改定作業の経過に記載していますように、昨年12月の常任委員会において、改定作業を進めている旨を御報告しましたが、その後、パブリックコメントや3回目となる文化振興県民会議を経て成案がまとまりましたので、御報告します。

1基本体系を御覧ください。今回改定する基

本方針は、文化振興条例に基づいて定める中長期の方針であり、10年ぶりの改定となります。また、文化創造戦略は、3年ごとに改訂されるアクションプランとして位置付けられています。

3基本方針を御覧ください。文化振興施策を推進する視点を基本視点として明記していますが、改定後は御覧の3点を掲げます。

まず、①豊かな人間性と創造性を育むですが、心豊かな社会づくり、こどもたちの創造性の育成に向けて、鑑賞機会の充実等、良好な文化環境を構築することとしています。

次に、②伝統をつなぎ、新たな文化が花開くですが、先人から継承した伝統をつなぐとともに、地域における新たな取組も大切に育てていくこととしています。

③創造県おおいたの推進ですが、芸術文化が持つ様々な力を、地域振興や観光等、様々な分野にいかしていくこととしています。

次に、4文化創造戦略を御覧ください。基本方針の三つの基本視点の下、第4期となる戦略では、御覧の四つを重点戦略に掲げて様々な事業に取り組んでまいります。

まず、①鑑賞機会の充実ですが、年齢や障害の有無、住んでいる地域に関わらず、質の高い芸術文化を鑑賞できるよう取り組んでまいります。主な取組につきましては記載のとおりです。

次に、②芸術文化活動への支援です。県民が、鑑賞するだけではなく、自ら取り組んで発表する機会の創出や、県内各地での活動を支援してまいります。

次に、③芸術文化の担い手の育成ですが、こどもたちが次代の担い手となるような芸術文化に対する興味関心の喚起のほか、芸術文化を活用した事業を牽引できるアート人材の育成にも取り組んでまいります。

最後に、④他分野連携と地域活性化です。創造県おおいたのスローガンの下、芸術文化が持つ様々な力を観光や産業振興等に活用するほか、地域における祭等の伝統的資源や文化財等の継承・活用に取り組みます。

このように、新たな文化振興基本方針と、それに基づく文化創造戦略により、今後の芸術文

化振興に取り組んでまいります。

なお、これらは3月31日に公表する予定としております。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から質疑や意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などはありませんか。

猿渡委員外議員 さきほどの原田委員の発言にちょっと関連するんですけども、幅広い方に芸術文化を楽しんでいただくという点で週に1回フィルムコンサートを開催するとか、町なかコンサート的なこととか、取り組んでいらっしゃるの、そういう形で敷居が高くなく、幅広い方に親しんでいただく取組を熱心に進めていらっしゃるの、そういうことをさらに進めていただくとありがたいかなと。週に1回やるっていうのはすごいなと思って、楽しみにしております。

カルチャーツーリズムっていうこともありますので、さきほどちょっと言いました野上弥生子さんのゆかりの地を歩くとか、それに詳しい方が案内してくれるとか、何かそういうのも楽しいかなと。私はプリンスエドワード島に詳しい方と一緒に旅行してみたいなとか、憧れの気持ちがあるんですけども、そんなカルチャーツーリズム的なものも今後発展するといいかなという思いもあります。意見です。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、次に④の説明をお願いします。

佐藤スポーツ振興課長 地域活性化に資するスポーツ施設の調査報告書について説明いたします。

資料の22ページを御覧ください。

今回、スポーツ庁など豊富な受注実績を有する民間コンサルタントKPMGが、本県におけるスポーツ施設の在り方について報告書をまとめました。

まず、資料の左側、大分スポーツ公園・高尾

山自然公園エリアについてですが、こちらにつきましましては、Park-PFIを導入し、さらなるにぎわい作りが提言されています。

次に、中ほど、県が管理する大洲総合運動公園と大分市が管理する津留運動公園エリアについては、非常に隣接していること、重複する施設が存在していることから、県と大分市による一体的見直しを提言されております。こちらにつきましましては現在、大分市と協議を進めております。

また、野球場の別大興産スタジアムについては老朽化が進んでおり、屋内練習場などを整備するスペースがなく、プロ野球の公式戦やキャンプの誘致が困難なことから、大分スポーツ公園への移転再整備を提言されています。

最後に、資料の右側、屋内競技用プールについてです。九州で唯一、屋内50メートルプールがないといった課題がございますけれども、整備・維持コストがかかることから、既存プールの改修や、複数プールの集約化による再整備の検討を進めるべきという方向性をいただいております。

以上になりますが、この報告書は民間コンサルの見解でありまして、今後は、経済団体や観光団体、競技団体などを構成員とした検討委員会を新年度早々に立ち上げ、検討を深めてまいりたいと考えております。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から質疑や意見等はございませんか。

三浦委員 佐藤課長、説明ありがとうございます。この県有施設の在り方ですね、第1回定例県議会に出て、これまでも多くの会派の方から様々な一般質問、代表質問等々で本会議場でも発言があったと記憶をしております。ようやく民間会社の調査報告書が提出をされて報告されたわけでありますから、今、正に佐藤課長からありました新年度早々から委員会を立ち上げるということですが、しっかり期限を区切って、だらだらしても仕方がないんですね。その辺はどうでしょうか。

佐藤スポーツ振興課長 三浦委員から御指摘を

受けました。こちらについては、熊本県なども既に検討委員会の議論が終わって、じゃあ、野球場をどこに造るのかっていうのを今年の秋に決めると、九州の他県も非常に検討が進んでいますので、それに遅れますと、大分県としても非常に打撃を受けますので、スピード感を持って、期限を切って進めることは非常に大切だと思っております。

三浦委員 なるべく早く回数を重ねていただいて、委員会、方向性を導いていただきたいというふうに思いますし、中にはこの民間の調査報告書がどうなのかというような御発言をされている県民の方も、少数かもしれませんがいらっしゃいますので、しっかり丁寧に見える化を図っていただきながら、なおかつ適宜開示していただき、早急に方向性を導いていただきますようお願いします。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、次に⑤の説明をお願いします。

幸野交通政策企画課長 新幹線基本計画路線の整備計画策定に向けました全国的な機運を一層高めるため、各地の基本計画路線の期成会等が一致団結して声を上げる総決起大会を、佐藤知事を発起人として、1月22日に開催いたしました。

当日は、太田委員長、梶田副委員長をはじめ、県議会議員の皆様方にも多数御出席いただき、全国から約500名が参加しました。整備計画策定に向けた法定調査の早期実施や整備予算の拡充などを国へ求める大会決議を採択し、大会後は要望活動を行いました。国に対しては繰り返し強く訴えていくことが重要であり、来年度も総決起大会を開催したいと考えています。

次のページをお開きください。

国の令和8年度予算案の幹線鉄道ネットワーク等に関する調査において、基本計画路線に係るケーススタディ等の実施が初めて盛り込まれ

ました。早速1月に、4県1市全ての首長等で国土交通省を訪問し、永井政務官や鉄道局長に対して、ケーススタディの調査対象に東九州新幹線を選定するよう、強く要望を行ったところです。

東九州新幹線の早期実現に向けては、引き続き、関係県・団体と連携し、国への働きかけ強化等に努めてまいります。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から、質疑や意見等はございませんか。

三浦委員 今、国会ではもう予算が参議院で審議中ですが、初めて基本計画路線に係るケーススタディの調査ということなのですが、嶋川交通政策局長、手応えどうでしょうか、年度末ですけど、今。

嶋川交通政策局長 手応えといいますか、必ず取るという強い決意で臨んでまいります。私も幸野課長も留任でございますので、（笑う者あり）4月1日早々からフルスロットル、トップギアでやってまいりたいと思っております。

三浦委員 嶋川局長、力強い回答をありがとうございます。これ発表時期とかって、大体どれぐらいにするのですか、そうすると。

嶋川交通政策局長 その辺ですね、まだ全く国から示されておりません。いつ頃やるのかも。

（「今、年度末ですし、もうこれ」と言う者あり）このケーススタディ自体は来年度。（「令和8年度予算じゃないんですか」と言う者あり）そうです。国の方が令和8年度予算を使って、ケーススタディというものをを行う……（「その中で、それに向けて、東九州新幹線が入るか、入らんかが出るんじゃないんですか」と言う者あり）それが、まず予算が可決された後に、このケーススタディをどこにするのか、箇所付けたというのが今後、手続が決まっていきますので。ただ、箇所付けをどのようにしていくのかも含めて全くの詳細不明でございますので、逐次、鉄道局から情報を取りながら、必ず遅れることがないように、また、他の地域に負けを被ることがないように、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

三浦委員 すみません、ちょっと確認ですけれども、来月、令和8年度がスタートして、発表時期とか、これ国の予算ですから当然ですけれども、参議院を通過した後に予算執行、それがどうなるか、まだ少数与党の状況もあると思いますけれども、いずれにしても予算執行になると、時期的なものの発表というのは、4月以降ということでもいいんですよね。（「はい」と言う者あり）それで東九州新幹線が、例えばそのケーススタディに乗った場合に、県としても補正か何かで少し対応していくというような、そういうニュアンスでいいってことですよね。（「はい」と言う者あり）

太田委員長 ほかにはないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、次に⑥の説明をお願いします。

田原地域交通・物流対策室長 資料25ページを御覧ください。

おおいた地域交通ビジョン2026の策定について御説明します。

今年9月末に現行の大分県地域公共交通計画が終期を迎えますので、10月から新計画へと更新する予定とし、現在、大分県地域公共交通活性化協議会にて議論を進めております。

次期計画期間は令和8年10月から令和13年9月の5年間です。現行計画は県内を6圏域に分け、圏域ごとの実情を反映させていましたが、姫島村を除く市町全てが交通計画を策定しましたので、計画を一本化し、県全体の方向性を示すマスタープランとしたいと思います。これに基づき、今後各市町が交通計画を改訂し、また、県、市町村、交通事業者等で連携して施策を検討してまいります。

昨年8月から、データを活用した現況把握や、全ての高校生を対象とするアンケート調査などにより現状把握を実施してまいりました。

その結果、事業者、利用者、自治体それぞれの視点からの課題が記載のとおり浮き彫りにな

りましたので、これらの結果を踏まえまして六つの圏域ごとそれぞれで分科会及びワーキングなどを計8回開催し、利用者や福祉関係者など交通関係者以外の人を含む参加者の方々と検討を重ねてまいりました。

骨子につきましては、次のページをお開きください。

目指す姿として、マイカーに頼りすぎず、誰もが安心してスマートに移動できる大分県を掲げ、三つの基本方針と9の重点施策を整理しました。

基本方針1では、住み慣れたまちで暮らす・働く・育てるための交通空白解消へとして、移動実態や潜在的ニーズに即した公共交通ネットワークへ見直しを行い、交通空白の解消に対応していきます。また、キャッシュレス決済への対応やユニバーサルデザイン化の促進などにより、公共交通の利便性と快適性を向上させます。

基本方針2では、未来を見据えたデジタルでスマートな地域交通へとして、効率性の向上などを目指し、DX化の促進による交通システムの改善と先進技術による新たな移動サービスの導入に取り組んでまいります。

基本方針3では、カッコイイ仕事として担い手が育つ地域交通へとして、地域交通の魅力を向上させるとともに、地域交通を利用する機運を醸成します。

今後は、6月の協議会で、今国会で行われる地域交通法の改正を反映させた計画最終案の協議を行った後、第2回定例会の総務企画委員会で御報告し、その後パブリックコメントを行う予定としております。

地域公共交通の課題解決と目指す姿の達成に向け、令和8年秋の計画改訂に取り組んでまいります。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から質疑や意見等はございませんか。

原田委員 このビジョン2026、本当に楽しみにしているんですけど、本当にいいことをいっぱい書かれていますけど、やっぱりその裏付けとなる財源がないと、もう夢物語で終わると

思っているんです。そういう意味でいうと、12月議会で滋賀県の交通税の一般質問をさせてもらって、今度、県民クラブでも4月に滋賀県に調査に行くんですけどね。いわゆるこういった計画、ここで話す問題かどうかは別として、やっぱりそれができるかどうか、一般会計でできるような、なかなかそれは難しいとは思っていますから。だから、裏付けとなる財源を、是非これを併せて県の当局の方は考えていただきたいというふうに思っているんですけど、いかがでしょうか。

田原地域交通・物流対策室長 当然、計画というのは目指すべき姿ということでございます。できる限りこの計画に沿うような形で、県だけでこれを全て行うというのは当然できないことでございますので、市町村、また交通事業者、さらには国と連携をしながら国の補助金をできるだけ活用するとか、今、国の方が交通空白の集中対策期間ということで、かなり予算の方を付けておりますので、できる限りの補助金を使うとか、また、市の方、交通事業者の方もできるだけの施設整備等を行っていただくことに加えて、また、県としましても、この交通ビジョンの目指す姿にできるだけ近づけるような形での予算要求等を行ってまいりたいと考えております。

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、最後に私から一言御挨拶を申し上げます。

〔太田委員長挨拶〕

〔工藤企画振興部長挨拶〕

太田委員長 ありがとうございます。

それでは、このたび御勇退される方からも一言お願いしたいと思います。

〔寺川統計調査課長挨拶〕

太田委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆様は、お疲れ様でした。

ここで、暫時休憩します。

午後3時16分休憩

午後3時22分再開

太田委員長 これより、総務部関係の審査を行います。

本日は委員外議員として、小川議員、福崎議員、猿渡議員、佐藤議員に出席いただいています。

初めに、本日審査いただく案件について、若林総務部長から概括的な説明をいただきます。

若林総務部長 本日審査をお願いしている案件は10件ございますので、概括的にまず御説明させていただきます。

第1号議案令和8年度大分県一般会計予算については、喫緊の課題である物価高騰対策の充実のほか、安心・元気・未来創造ビジョン2024の実現を加速させるための諸施策に係る経費を計上したものであります。その他、諸般の報告が5件ございますので順次報告いたします。

では、それぞれ担当所属長から御説明いたしますので、御審査をよろしくお願いいたします。

太田委員長 それでは、第1号議案令和8年度大分県一般会計予算のうち総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

安田行政企画課長 第1号議案令和8年度大分県一般会計予算のうち、総務部関係部分について御説明いたします。なお、歳入全般については予算特別委員会で説明しましたので、省略いたします。

では、総務部関係の歳出について、令和8年度総務部予算概要を抜粋した総務企画委員会資料で説明します。お手元のタブレットの総務企画委員会資料の2ページを御覧ください。

総務部の一般会計歳出予算額は、左から2列目、予算額（A）欄の上から3行目の計にありますように、2,144億8,395万8千円でございます。

これを7年度当初予算額と比較しますと、右

端の前年度対比欄にありますように、226億6,083万4千円、率にしまして11.8%の増となっております。これは、物価高の影響などにより税収が増収になったことに伴う、地方消費税清算金の増によるものです。

続きまして、予算特別委員会で説明を省略した事業のうち、主な事業について説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

事業名欄の二つ目、県有財産総合経営推進事業費7,039万1千円は、県有財産の適正管理を図るため、未利用財産の売却に向けた条件整備や、老朽化対策・災害対応力強化のための庁舎整備を行うものです。令和8年度は、大分総合庁舎建設に向けた要求水準書の作成等を行います。

4ページを御覧ください。

事業名欄の一つ目、県有建築物保全事業費40億円でございます。県有建築物保全計画に基づいて県有施設等の保全工事を行うものです。令和6年度末に改定しました大分県公共施設等総合管理指針や近年の急激な労務単価の上昇等を踏まえまして、前年度予算から10億円増額して県有施設の保全を進めてまいります。

次に、5ページを御覧ください。

事業名欄の二つ目、情報セキュリティ対策高度化事業費5億6,437万5千円は、近年、国内外で増加しているサイバー攻撃から個人情報等の重要な情報資産を守るため、行政部門の庁内情報セキュリティ対策の高度化を図るものです。

次に、6ページを御覧ください。

地方自治振興事業費4億1,270万円は、主に地域振興事業や災害関連事業を対象とする市町村への貸付事業等の原資とするため、サマージャンボなどの市町村振興宝くじの収益金を、公益財団法人大分県市町村振興協会に対し交付するものです。

最後に、7ページを御覧ください。

事業名欄三つ目、私立専修学校魅力発信事業費2,140万円は、高校生が県内専修学校の魅力を理解した上で進路選択を行える環境を整

えるため、一般社団法人大分県専修学校各種学校連合会及び各専修学校が実施する魅力発信活動等の支援を行うものです。

以上で総務部関係の一般会計予算の説明を終わります。

なお、地方税法等の一部を改正する法律案が、現在開会中の国会に提出されております。この法案が可決・成立した場合、本年4月1日から施行される規定があることから、大分県税条例等の関係する部分につきまして、専決処分により改正させていただきたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど税務課長から説明させていただきます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

佐藤委員外議員 私立専修学校魅力発信事業費なんですけど、すみません、私ちょっと無知で申し訳ないんですけども、県内に今、この専修学校どのくらいあるのか、どういった分野があるのか教えてください。

木部学事・私学振興課長 県内の専修学校の数ですけども、約40校ございます。その種別でございますけれども、看護の学校であったりとか調理の学校であったりとか、それはちょっとすみません、種別については様々でございますが、全部で40校あるというものです。

太田委員長 佐藤議員、いいですか。（「ちょっといいですか」と言う者あり）はい。

三浦委員 すみません、委員なのに大変失礼いたします。今、佐藤委員外議員から質疑があったんですが、40の専修学校があるということなんですけれども、当然、県外から専修学校に行く方も、県外の学校に行く方もいらっしゃると思うんですけども、県内の高校生が対象ということですので、年度によって当然異なるというふうに思うんですけど、県内の高校生がどの程度この40校の専修学校に行かれているの

か、また、その割合が県外からと比べて、ちょっとその辺の状況が分かるのか教えていただきたいと思います。

木部学事・私学振興課長 毎年、900名程度が専修学校に進学しているというもので、県内から進学しているものでして、全体に占める、専修学校に進学者に占める県内生の割合というのは、すみませんが、今は承知をしております。

三浦委員 この900名というのが、しっかりとした効果が現れているという認識でよろしいんですね。ちゃんと専修学校の魅力がしっかり高校生に届いているということでもよろしいのでしょうか。

木部学事・私学振興課長 今現在、しっかり進学数は確保しておりますけれども、県内高校生がいろいろ職業を選択するときに、やはり様々な情報提供が必要と考えております。そこでハンドブックを作成したり、各専修学校のホームページとかを充実させる予算でございます。（「ありがとうございます」と言う者あり）

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、これで質疑を終了します。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した企画振興部、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局関係部分も含めて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第2号議案令和8年度大分県公債管理特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第2号議案令和8年度大分県公債管理特別会計予算について説明申し上げます。

総務企画委員会資料の8ページをお願いいた

します。

この特別会計は、県債の借換に関する経費を別管理とすることにより、一般会計の実質的な予算規模を把握しやすくするとともに、公債費の経理を明確化することを目的として設置をしているものです。

予算額は、総括表の本年度予算額にありますように、1,210億3,979万円で、前年度予算額と比較しますと79億3,406万円の減少となります。

その内容ですが、9ページをお願いします。

まず、歳入についてです。上から二つ目、第1款公債管理費第1項繰入金、第1目一般会計繰入金は767億7,079万円であり、前年度から27億2,594万円の増となっています。

これは、令和4年度に発行した県土強靱化関連事業債の元金償還の開始に伴うもの、それから金利上昇による利子繰入額の増等に伴うものでございます。

中ほどの第2目基金繰入金99億円につきましては、前年度と同額となっております。これは、満期一括償還に備えまして、その一部を減債基金に毎年積み立てを行っておりますけれども、その分の償還に合わせて繰り入れを行っているものです。

その下の第2項第1目、県債343億6,900万円は全額借換債でありまして、過去5年前とか10年前になるんですけれども、借換え予定債の額が前年度より減少したことから減額となっています。

次に、歳出についてです。

10ページをお願いいたします。

上から二つ目、第1款公債管理費、第1項公債費、第1目元金については、1,134億7,780万6千円と、前年度から95億5,046万2千円の減となっています。

これは、歳入で御説明したとおり、借換債の減などによるものです。

その下、第2目利子74億3,867万4千円につきましては、借入想定利率を国の想定比率と合わせて2%から3%に変更したことなど

により、１６億１，９０８万円の増となっています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第１号報告令和７年度大分県一般会計補正予算（第４号）について、執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第１号報告令和７年度大分県一般会計補正予算（第４号）について説明いたします。

１１ページをお願いいたします。

この補正予算は、１月２７日公示、２月８日に投開票が行われました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査について、急ぎ事前準備に着手する必要がありましたので、１予算額にありますとおり、８億６，１７１万５千円を衆議院解散日の１月２３日付けで専決処分したものです。

歳入についてですが、国政選挙経費ですので、全額が国庫支出金となっています。

続いて、歳出についてございます。

１２ページをお願いいたします。

第２款総務費、第５項選挙費、第２目選挙啓発費の左から３列目の補正予算額４４３万９千円ですが、これは有権者に対する総選挙の街頭啓発等に要する経費でございます。

次に、第４目衆議院議員総選挙費８億５，１２６万４千円は、市町村が実施するポスター掲示場や投票所の設置・開票業務、また県で執行する投票用紙の印刷・新聞広告や政見放送などに要する経費でございます。

その下、第５目裁判官国民審査費６０１万２千円は、総選挙と併せて実施された最高裁判所裁判官の国民審査に要する経費となっております。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これより採決いたします。

本報告は、承認すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本報告は、承認すべきものと決定しました。

次に、第１４号議案包括外部監査契約の締結について、執行部の説明を求めます。

安田行政企画課長 第１４号議案包括外部監査契約の締結について御説明いたします。

資料１３ページをお願いいたします。

１議案の概要を御覧ください。令和８年度の包括外部監査契約の締結にあたりまして、地方自治法第２５２条の３６の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その下、２契約の内容を御覧ください。契約の始期は令和８年４月１日とし、契約予定額については今年度と同様１，４１４万６千円を上限とする額、そして契約の相手方は今年度に引き続きまして公認会計士の栗林栄太氏としております。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第１５号議案大分県公告式条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

岩下法務室長 大分県公告式条例の一部改正について御説明いたします。

資料の１４ページをお開きください。

本議案は、条例の公布時における知事の署名の方法に電子署名を追加するため、大分県公告式条例を改正するものです。

条例の概要を御覧ください。今回改正する大分県公告式条例は、地方自治法第１６条に基づき、条例等の公告式、つまり公布の方法に関して必要な事項を定めるものです。条例第２条第１項において、条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に知事が署名、つまり自署しなければならないと定めています。

その下、法改正の概要ですが、第１５次地方分権一括法により地方自治法が改正され、条例の公布時における首長の署名の方法に電子署名が追加されました。

そこで条例改正の内容ですが、同法の改正に合わせて、条例の公布時における知事の署名の方法に電子署名を追加するものです。従来、紙に印刷した条例に自署する必要がありましたが、改正後は条例の電子データに電子署名を付与することで足りることとなります。なお、電子署名の付与については、今年１月から導入された処分通知等電子署名システムを利用する予定です。

あわせて、規程の公表時に必要とされている知事印の押印についても、不要とする改正を行うものです。

施行期日については、公布の日としています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第１６号議案大分県公益認定等審査会条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

岩下法務室長 大分県公益認定等審査会条例の一部改正について御説明いたします。

資料の１５ページをお開きください。

本議案は、公益信託に関する法律の全部改正等に伴い、条例の規定の整備を行うものです。

法改正の概要を御覧ください。

まず公益信託とは、受益者の定めない信託であって、公益事務を行うことのみを目的とするものです。公益法人のように機関を設けず、委託者の意思を反映した公益活動が可能であることから、社会貢献のツールとして大きな潜在的需要を持っていますが、一方で、許可・監督の基準の不統一や税制優遇に係る制約の多さ等から、十分に活用されてきませんでした。

今回、公益法人と共通の行政庁による認可・監督制度に改められるとともに、認可基準やガバナンス等が法定されました。この改正により、透明性が高く、より使いやすい制度として、国民の選択肢の拡大、民間公益の活性化が期待されます。

その右、制度改正の概要ですが、具体的には、さきほど申し上げた二つ目の公益法人と共通の行政庁による認可・監督制の創設のほかに、一つ目の受託者、信託財産、公益事務の拡大、そして三つ目の認可と税制優遇の連動があります。

その下、条例改正の概要ですが、法改正により、公益法人の認定等に係る合議制機関の権限に、新たに公益信託の認可等が追加されました。このため、合議制機関の基準を定める政令の規

定に従い、本県の合議制機関について定める大分県公益認定等審査会条例の第4条、委員の任命の規定において、公益信託に係る内容を追加する改正を行うものです。

最後に、施行期日ですが、改正法の施行日である、令和8年4月1日としています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正についてですが、本案については、商工観光労働企業委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

三浦人事課長 第17号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について御説明します。

資料の16ページを御覧ください。

まず、1改正理由についてです。職員一人一人のワーク・ライフ・バランスの推進及び職場の魅力向上を図るため、職員が個々の事情に応じて柔軟に働くことを可能とするフレックスタイム制度の導入にあたり、勤務時間の単位等について改正するものです。

フレックスタイム制度の概要ですが、その下の制度イメージに記載のとおり、これまでの一般的な勤務時間は8時30分から17時15分までとされているところ、勤務時間の総量は維持しつつ、10時から15時までを必ず勤務するコアタイムとしながら、7時から22時までの間でフレキシブルに勤務時間を設定するとい

うものでございます。

こうした制度内容で昨年9月29日から試行しておりますが、期間中に延べ440人の職員が活用しており、利用者や管理監督者等に実施したアンケートでは、1,015名中762名の75.1%の職員から、本格実施した方がよいという回答を得ているところです。

次に、2主な改正内容についてです。

第15条第1項にて、職員の勤務時間はこれまで1週間あたり38時間45分と固定されているところ、右に記載のとおり4週間を超えない期間につきとの文言を追加することで、1週間あたり平均38時間45分でよいと改正するものです。

また、第6項を新設しまして、土曜・日曜の他に勤務時間を割り振らない日、いわゆる週休3日ができるような設定をしたいと考えてございます。

その他、第9項を新設し、土日に勤務した場合と同様、勤務時間を割り振らない日に勤務した場合は、他の勤務日と振り替えて休むことができるようにします。

最後に、3施行期日でございますが、本年4月1日としております。

なお、次のページに改正条例一覧を記載しておりますが、主なものとしては番号3、4、5に記載のとおり、給与関係の条例を改正し、勤務時間を割り振らない日に勤務した場合に時間外勤務手当や管理職員特別勤務手当を支給できるようにしたいと考えています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑などはありませんか。

澤田委員 すみません、フレックスタイムなんですけれども、さきほどお伺いしたんですけれども、管理職に今回フレキシブルタイムが発生しますので、結局、庁内というのは冷暖房が使える時間は決まっていると思うんですけれども、これ4月から変更するという認識でよろしいんでしょうか。

三浦人事課長 冷暖房についてですけれども、現在、対応を取っているところについては、空

調を個別に操作できる部屋がありますので、できるだけそちらの方で寒いとき、暑いとき、入ってもらっているというような形を取っているところでございます。ちょうど今頃はそこまで寒くも暑くもないというところで、空調については問題はないかなと思っておりますけれども、夏日とか、やっぱり暑いときもあると思いますので、その辺はしっかりとそういった個別の部屋を確保しながら、対応していきたいというふうに考えてございます。

澤田委員 個別の部屋で大丈夫、人数は入るもんなんですか。やっぱり仕事においては、個別の部屋で、みんなで集まってできる仕事もないものあるとは思いますが、ちょっとまた状況を見ながら、そこは柔軟に考えていけるような方向でちょっと検討していただければと思います。

三浦人事課長 今回試行していく中で、実際にどのくらいの人が夜遅くまで残り得るのかなというところを見たところでございますけれども、それを見ると、延べ今回利用した日が2万5,886日ですけれども、実は21時以降利用している方は27日ということで、全体の状況から見ますと非常に少ない状況でして、現状19時までは冷暖房が入るようになっておりますので、1時間ぐらい余計に、冷暖房が切れた後に残っているような状況で、そこまで今、支障がないというような状況でございます。（「分かりました」と言う者あり）

原田委員 今の三浦課長の答弁でだいぶ分かってきたんですけど、何が心配かという、極端な時間で働く人が出てこないかなという思いがありまして、そのときにやっぱり上司である方がきちんとアドバイスしないといけないと思うんですけど、そういった働き方をしている人は出ないんでしょうか。

三浦人事課長 当然、今回このフレックスタイムを試行するにあたって、各総括もそうですけれども、所属長の方で十分に配慮して、実際に回っていくのか。本人の健康管理も大切ですし、事務の執行も大切ですので、その辺をしっかりと管理しながら進めていくということは、こちら

からも十分申し伝えているところでございます。

原田委員 年休に関しては時期変更権みたいなのが管理職にはあったりもしますが、ここであるのかどうか分かんないですけど、やっぱりそれぞれの働き方っていうのはやっぱり大事にしていかなければと思う反面、やっぱりこれチームとして取り組んでいく中で、なかなかうまくかみ合わないような実態もあっても困るんだろうなと思いながら、是非またうまく進めていただきたいなと思いました。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方ありませんか。

福崎委員外議員 県庁職場の中でフレックスタイム制が適用されないような職場があるのか、業種があるのか、そこだけ教えていただきたい。

三浦人事課長 試行にあたりまして、基本的には全所属で試行してくださいということでお話をさせていただいております。現在のところ、この試行結果に基づいて対応が非常に厳しいというところについては、対象外としたいというふうに考えてございますけれども、かなりの部分で、これまで県税事務所とか、時差通勤もちょっと厳しい、窓口があるところは厳しいんですというような所属で認めていないところがございますけれども、今回のフレックスタイム制度の試行において、様々に工夫すればできるだろうというところが分かってまいりましたので、今後、そういったところもしっかりと視野に入れながら対応していきたいと思います。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決いたします。

なお、本案について、合い議をしておりました商工観光労働企業委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことであります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第18号議案特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

三浦人事課長 第18号議案特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部改正について、御説明します。

説明資料の18ページを御覧ください。

まず、1改正理由についてですが、特別職の常勤職員について、特別職報酬等審議会の答申、国及び本県における一般職の職員並びに他の都道府県における特別職の常勤職員の水準や改定状況等を考慮しまして、教育長の給料月額を改定するものです。これを受けて平成22年4月1日以降、報酬の額が改定されていない特別職の非常勤職員についても改定したいと考えてございます。

次に、2改正内容についてです。まず、特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正についてです。

特別職の常勤職員のうち、教育長について現行の月額76万7千円から79万6千円とし、2万9千円の引上げを行うものです。改定率は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえて3.9%としております。

次に、各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正及び附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正についてです。

特別職の非常勤職員について、教育長と同様に現行の額から3.9%の改定を行い、報酬が月額の委員につきましては5千円から8千円の幅で引き上げまして、報酬が日額の委員について300円から1,100円の幅で引き上げるものです。

最後に、3施行日についてです。大分県特別職報酬等審議会からの答申のとおり、令和8年4月1日に施行したいと考えております。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案は、福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会、農林水産委員会、土木建築委員会及び文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について御説明いたします。

資料の19ページをお願いいたします。

まず、1これまでの経緯です。使用料及び手数料は特定のサービスを受ける者がその受益に応じて負担すべきものであることから、県ではこれまでサービス提供に必要な経費に過不足が生じていないか定期的に点検し、改定の必要性を判断してきました。令和5年度以降、人件費や物価の伸びが急増しましたが、県として物価高騰対策を講じていることも勘案し、改定を見送ってきたところでございます。

こうした中、令和7年10月から労務費の上昇を施設管理委託料等に反映する賃金スライド制度を導入しました。また、外部有識者委員会の議論も踏まえ、今年の秋から冬にかけて、使用料・手数料の一斉検証を行ったところでございます。

次に、2検証結果と改正概要を御覧ください。国の標準令に準拠するもの等を除く522件を対象に、増加経費を個別に試算した結果、表の中ほど、現行単価を上回るもの（C欄）が419件確認されました。このうち、その右の九州各県で統一しております教育職員免許状関係の8件を除いた、太枠で囲っている411件を今回改定することとしています。

改正案の平均改定率は約7%であり、これは人件費や物価等の伸びと同程度となっている

ところでございます。また、母子・父子福祉センターにおいて、関係者の使用料を無料にするなどの負担軽減措置も講じることとしております。なお、改定に伴う影響額は7,684万円の増を見込んでいます。

その下の3施行日については、令和8年4月1日としています。平成26年の見直し時と同様に、改定案を議会に提案した日から、県のホームページや申請窓口等を通じて、改定の背景も含めてお知らせしているところです。

次に、20ページをお願いいたします。

今回改定する主な項目をまとめたものです。改定率は、右から2列目に記載のとおり、施設の維持管理費や役務提供に必要な労務費を個別に積算していることから、それぞれ項目ごとに異なりますが、表の中ほどの太枠にありますとおり、使用料の平均改定率はプラス6.7%、手数料については、下にありますとおりプラス7.2%となっています。

次に、資料の21ページ、その他の改正概要について説明をさせていただきます。

まず、1輸出促進法関係事務です。改正概要に記載のとおり、畜産・水産物や食品の輸出には、輸出先国が求める食品安全基準等に適合していることを示す証明書が必要となっています。国が令和2年4月に輸出促進法を制定しまして、輸出証明書の発行手数料を設定したことから、牛肉や水産物など県が発行主体となる証明書について、国単価に準じて輸出証明書交付申請手数料870円を新設するものでございます。施行日は令和8年4月1日としております。

次に、2大麻関係事務です。令和7年3月の大麻取締法改正に伴い設定した第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料について、分析機器による検査を新たに県で実施するため、手数料を増額するものです。

分析機器による大麻の葉の幻覚成分の濃度検査は、現行は、県の検査体制が整うまでの経過措置として国が代行していましたが、九州各県と歩調を合わせ、令和8年度から県実施へ移行します。単価については、表の改正後の欄に記載のとおり2万2,400円としており、九州

各県で同一単価を採用しています。施行日は令和8年4月1日としております。

最後に、3県立高等学校及び県立特別支援学校の冷暖房設備使用料です。これは、地域住民に体育館を貸し出している開放事業指定校体育館への冷暖房設備の設置に伴いまして、学外の利用者が冷暖房を使用する場合の使用料を新設するものです。

県立高校は1時間当たり2,260円、特別支援学校は1時間当たり1,120円としており、冷暖房に要する電気代実績から時間当たり単価を算出して設定しております。施行日は令和8年4月1日としています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

福崎委員外議員 検証した対象者が522件で、現行単価を上回ったものが419件ということは、103件はもともと高かったかどうかで今回見直しの対象にならなかったみたいなんです。その103件を、一覽でいいんで資料としていただきたいというのが一つですね。

それと5年ごとに見直しを行ってきたということなんですが、もう少し早く議論をして、改定するなら改定することを周知した方が良かったのではないかなというふうに思うんですね。1か月ちょっと前ぐらいにホームページでも載せましたみたいな周知の仕方というのは、利用されている、お金を払う方に対してちょっと優しくないんじゃないのかなと感じるんですが。5年ごとの見直しなら何でこの時期なのかと、もう少し早くできなかったのか、その理由と。

それから、外部有識者委員会の中で議論されたということなんですが、この議論の中で、例えばまだまだやっぱり負担が大きいんじゃないか、今回見直ししなくてもいいんじゃないか、見送るような話とか議論はされなかったのか。その外部有識者委員会の中での議論をちょっと教えていただきたいんですが。

小野財政課長 現行単価を上回ってないものについての資料については今、手元にありませんので、後ほど提出をさせていただければと思います。

それから5年ごとの見直し、もっと早くそういう準備をした方が良かったのではないかといいことであります。使用料・手数料、ここに書いているように件数が非常に多いものですから、5分割をして毎年、全体の5分の1ずつを対象にして、見直しが必要かどうかという判断を今までしてきたということです。

最初に説明申し上げましたが、令和5年度以降かなり急増してきたということで、試算もしておりましたが、物価高騰対策も講じてということで改定を見送ってきたという経緯があるということです。そういう中でスライド制度を導入したりということで、経費もかさねてきたので今回やらせていただいたんですが、周知期間については、さきほども申し上げましたが、前回の消費税の改定等に伴うものも含めて1か月程度の周知期間ということでやっておりまして、今回も同様に、まだ改定前ではありますけれども、改定案をお示ししている状況です。他の県にも聞いてみましたが、昨年、宮崎県がやっているんですが、それもやはり今回の大分県と同様の手法で周知をしているというようなことも参考にさせていただきました。

それから外部有識者委員会の意見ということですが、これは行財政改革推進委員会になるんですが、今年の2回目の委員会のときに、物価とか人件費が高騰している中で、引上げというか、実態に即しているかということを検証した方がいいというような御意見が出たということでありまして、値下げについての意見はなかったと承知しております。

福岡委員外議員 これ税金ですから、結局は、税金が入るんでしょから、やっぱり払うことは払うんでしょけど、払う方の立場からいくと、もう少し早く、やっぱり丁寧にやっていただいた方が良かったんじゃないかというふうに思います。1か月だからいい、前が1か月で済

んだからいいと。前が1か月で納得しとったかどうかは分からないんで、やっぱり県民の立場に立っていろいろとやっていただくということが基本じゃないかと思うんで、県民の皆さんを向いて行政をやっていただくということをお願いしておきたいと思います。

猿渡委員外議員 一つだけ、大麻の関係で3.34倍と一気に値上げなんですけれども、国がやったものを県が実施するようになった関係なんですか。何でこんなに上がるんでしょうか。

小野財政課長 大麻の手数料の関係ですけれども、改正前は県で機械による分析を行ってなくて、国が代行してくれていました。それは最低でも令和9年の12月までということで、その間に各県で検査体制を整えるようにということになっておりまして、その検査体制を九州各県足並みをそろえて、今回、体制が整ったということで、検査機器による分析の機会とか検査の試薬とか、そういった経費がかかってくるので増えるということでございます。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決いたします。

なお、本案について合い議をしておりました福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会、農林水産委員会、土木建築委員会及び文教警察委員会の回答は、いずれも原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第20号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてですが、本案は福祉保健生活環境委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

今井市町村振興課長 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

資料の２２ページをお願いいたします。

この条例は、県の権限に属する事務のうち、権限移譲により市町村が処理することとした事務の範囲等を定めたものですが、今回、法改正等による規定上の整理のため、所要の改正を行うものです。

中段に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、いわゆる薬機法の改正の概要を掲載していますが、医薬品等の製造販売の承認が規定されている法第１４条において項の新設や削除が行われました。これに伴いまして、条例で引用している書類の經由事務を定めた規定の項ズレが発生しましたので、所要の整備を行うものでございます。

また、その他、医師法をはじめとした法令に基づく事務においても、法令改正に伴う条項ずれや規定の明確化のため、所要の整備を行うこととしております。

なお、共に規定上の整備であるため、市町村の行う事務に変更等はありません。

施行日は、薬機法に関するものが法改正の施行の日である令和８年５月１日に、その他の改正は公布の日としております。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

まず、委員の方から質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、これより採決いたします。

なお、本案について、合い議をしておりました福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことであります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、

これを許します。

まず①について、説明をお願いします。

安田行政企画課長 資料の２３ページを御覧ください。

オフィス改革推進事業の進捗状況等について報告します。オフィス改革の全体計画としては、県庁舎本館、別館、新館について、令和７年度から１０年度の４年間で実施することとしています。

１令和７年度事業の進捗について御覧ください。現在、委託先事業者である金剛岩尾コクヨ共同事業体が、令和８年７月３１日までを期間とし、事業全体の基本計画の策定や基本設計、県庁舎各館の先行フロアの整備を進めています。先行フロアのうち、本館７階は１月に整備を終え、この４月から７月にかけては別館３階、新館７階の整備を行う予定です。

右側中ほどに、本館７階の改修工事後の写真を掲載しておりますが、効率的で質の高い働き方の実現やコミュニケーションの活性化などを目的にしまして、できる限り間仕切りを撤去してワンフロア化を図ったほか、協議スペースや来庁者エリアを整備したところでございます。

次に、２令和８年度事業の取組と今後のスケジュールを御覧ください。令和８年度事業では、老朽化や狭隘化が進んでいる別館の本格整備に着手するとともに、県庁舎の電話交換機が更新時期を迎えますので、インターネット回線を利用したクラウド電話の導入を進め、電話通信環境の充実を図ります。令和８年１１月以降、オフィス改革を終えたフロアから順次導入していきたいと考えています。別館のオフィス改革で電話環境整備にかかる予算規模としましては、合わせて６億３，０１８万７千円を予定しています。

なお、本館及び新館の本格整備につきまして、令和９年度から１０年度末をめどに整備完了を目指してまいります。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から、質疑や意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に御質疑もないので、次に②について説明をお願いします。

後藤県有財産経営室長 総務企画委員会資料の24ページを御覧ください。

大分総合庁舎の新設に向けた取組状況について、今回策定した基本計画を基に御説明いたします。

まず、1（1）配置計画ですが、庁舎棟は4階建て、延床面積は5千平方メートル程度を想定しています。敷地内に高低差があり、上段の西側、図の左側になりますが、そちらに庁舎棟を建設しまして、下段の東側に付属棟や立体駐車場を整備することで、バスなどであけのアクロス側から徒歩で来庁する方にとって、より短い距離でフラットにアクセスできる配置としています。

次に、（2）の新庁舎に求められる機能の①ですが、津波浸水想定区域外への移転集約によりまして、迅速な初動対応や中部地区災害対策本部の連携強化など災害対応力の向上を図るほか、後で触れますが、災害対策本部の代替施設としても活用したいと考えております。

また、②ですが、省エネ設備や太陽光発電等を導入しましてZEB Readyの達成を目指すほか、県産材を積極的に活用し、快適で質の高い空間を創出します。

③ですが、オフィス改革を推進し、OAフロア化や多様な打合せスペースの設置を進めるとともに、④ですが、県民に親しまれ、誰もが安心して利用できる庁舎となるようユニバーサルデザインに配慮して整備します。

次に、（3）階層構成ですが、庁舎管理を担う中部振興局を低い層に配置するほか、共用会議室の多くを1階に集約しまして、県庁舎本館の災害対策本部で業務ができないような場合は、一時的に代替施設として活用することも想定しておきたいと考えています。

最後に、2令和8年度の取組と今後のスケジュールですが、事業方式は、設計、建設、維持管理を一括して発注するDBO方式で整備した

いと考えております。来年度前半は、アドバイザリー委託契約を締結し、基本計画を基に、事業者選定に向けて要求水準書や実施方針の作成などの公募の準備を進めます。

実施方針の公表は今年10月頃、入札公告は来年2月頃を予定しておりまして、事業者が決まりましたら令和9年9月頃に契約して設計・建設を進め、令和12年度前半の完成を目指し取り組んでいきたいと思っております。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から、質疑や意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

猿渡委員外議員 ユニバーサルデザインっていうことで、敷地に段差があるっていうことなんですけれども、庁舎側に来庁者の駐車場もあるんだけれども、立体駐車場からフラットに行けるようなものっていうことなんでしょうか。

後藤県有財産経営室長 これから業者の提案を見ることになると思いますが、当然そういった形で鋭意考えていきたいと思っております。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、次に③の説明をお願いします。

居石デジタル政策課長 資料25ページ、大分県DX推進戦略の改定について御説明します。

12月の本委員会において、こちらの経緯、概略等により改定案を御報告させていただいたところですが、パブリックコメントを経まして、予定どおり戦略を改定・公表しましたので報告いたします。

次の26ページを御覧ください。

まず、戦略の考え方・位置づけというところでは、全体としても時代にあったアップデートをしているところです。そして、ありがたい姿のところですけども、それごとに関連の取組と事業であるとか、KPIを明示することによって、実現に向けた進捗状況を可視化することとしております。また、今後の技術発展に機を逃さず

対応するため、内容・取組・目標を適宜見直して、戦略自体を成長させていくこととしております。

次に、戦略内容についてですが、例えば福祉分野であるとか、公共性の高い分野を拡充しており、県民の暮らしに焦点を当てた内容としております。

続いて、右側の特徴的な取組・K P I（例）のところでは、ポイントを4点記載しています。一つは、A Iをはじめとする昨今の技術進歩を踏まえ、先端技術を活用した取組・K P Iを具体化しているところ。二つは、国の政府戦略を踏まえた取組を記載した点。三つ目は、住民に身近な市町村との連携により進める取組を増加した点。そして最後、これまでにない挑戦的なK P Iも取り込んだ点が特徴となっています。

4月以降は新たなD X推進戦略の実行元年となりますけど、記載された取組を進めていくことに加えて、その他としましては各部局の先駆的・挑戦的なD X施策の立案や、目標達成の前倒しに向けた伴走支援に取り組むこととしております。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から、質疑や意見等はございませんか。

三浦委員 D Xの推進、とてもいいことだというふうに思いますし、今議会でも予算特別委員会でも多くの委員から質疑等あったというふうに思いますけれども、一番最後のこれまでにない挑戦的なK P Iと書いていることで、前のページの今後の予定のところと重なってくるんですね。いわゆるI C T機器の導入とかっていうのが多様な財源確保の模索、補助事業への応募等っていうところだというふうに思うんですけれども、具体的にこれを新年度からスタートさせていく中で、早いところだと挑戦的なK P Iは令和10年度からですけれども、具体的な財源確保を含めた補助とかっていうのがそれぞれの、例えば医療・介護とかの施設にお任せするのか、パッケージか何かあるのか、その辺、少し教えていただきたいと思います。

居石デジタル政策課長 この財源確保のとこ

ろなんですけれども、この補助事業への応募等、書かせていただいておりますが、国からの、各省市町村あたりとかが出しているD X関連の施策であるとか補助事業などがありますので、各部局においてそういった施策を立案するときに、しっかりと応募するということで、その企画段階で我々としても技術的な面であるとか、企画書みたいに書かないといけないので、そういった技術的な面も踏まえて、こういった形であればそういった財源確保につながりやすいかっていったところを含めて、伴走支援的な形で共に企画立案に取り組みたいと考えているところです。ここに例で書いている令和10年度で生成A I活用率100%はなかなか難しい面もあるんですけれども、ある程度こういった機器とかD X機器のパッケージのツールとか、こういったものは当たり前にしていかないといけないと思いますので、伴走支援でしっかり財源も含めて見ていきたいと考えています。

三浦委員 今、正に居石課長がおっしゃるとおりで、これ当然、市町村のいろんな医療機関とか福祉施設だと思います。いわゆるデジタル政策課が中心となって伴走をしていただかないと、なかなか推進できないんじゃないかと今聞いて思いましたので、是非しっかり目標達成できるように取組を推進してほしいと思います。よろしく願いいたします。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑もないので、次に④と⑤について、一括して説明をお願いします。

岩男税務課長 説明資料の27ページを御覧ください。

大分県宿泊税について御説明いたします。県全体の観光振興施策の将来にわたる安定的な実施に向けた財源の在り方を検討するため、昨年5月に大分県観光振興財源検討会議を設置し、全5回の開催を経まして、令和8年2月13日に大分県観光振興財源検討会議報告書が県に提

出されました。

これを受け、県としましては、宿泊事業者の皆様や県内市町村からの御意見、県観光の将来にわたる持続的かつ安定的な発展など、総合的に勘案し、宿泊税の導入を表明したところです。

これまで、商工観光労働企業委員会で検討状況等の御報告を行ってまいりましたが、今後、条例制定に向け御議論していただく必要があることから、今回本委員会においても概要について御説明申し上げるところでございます。

まず初めに、1 宿泊税制度について御説明いたします。目的については、住んでよし、訪れてよしの持続可能なおおんせん県おおいたを実現するために必要な施策に要する費用に充当することを目的としています。

課税については、課税客体を県内の旅館・ホテルや簡易宿所、民泊施設といった宿泊施設への宿泊行為に対して課税するものとし、納税義務者は宿泊者としています。

その下、税率については、1 人 1 泊あたりの宿泊料金に応じて、5 千円未満が 1 0 0 円、5 千円以上 2 万円未満が 2 0 0 円、2 万円以上 1 0 万円未満が 5 0 0 円、今後の高額料金帯の施設開業を鑑み、負担能力に応じた適正な負担を求める観点から、1 0 万円以上は 2 千円としています。

免税点は設けず、課税免除については、教育政策上の視点や将来のリピーターにつながる等の公益上の理由から、国内の教育旅行のみとしています。

徴収方法につきましては、宿泊事業者が宿泊者から税を徴収し、県に納入する特別徴収としまして、原則毎月末日までに前月分の税を申告納入していただくというふうにしています。

罰則規定については、特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪、帳簿の記載義務違反等に関する罪等を設けることとしています。

また、宿泊事業者に対しては特別徴収報償金として、納期内納付を促進するため、納入した税額の 2. 5 % を事業者の方に交付することとしています。

次に、2 宿泊税の運用について御説明します。

使途につきましては、県観光の振興に資する施策、徴収に要する経費に充てることとし、県と市町村との役割分担については、県は広域的な施策、市町村は受入環境の整備など、地域の実情に即した施策へ充当することとします。県・市町村の使途等については公表するなど、使途の見える化を図るとともに、外部委員による組織体を設置しまして、年 1 回の検証を行うこととしています。

税収については、観光振興への充当を明確化するため、基金による管理をすることとしています。

続きまして、2 8 ページを御覧ください。

3 宿泊税市町村交付金制度についてですが、税制度の運用に係る経費及び災害等への危機管理のための共通経費を除いた額の 7 割を市町村に交付します。

市町村ごとの交付金額につきましては、それぞれの税収割合を基本に、市町村と協議の上決定し、交付金は半年ごとに交付することとしています。

4 その他につきましては、特別徴収義務者となる宿泊事業者への支援として、システム改修等の経費に対する補助制度の創設や、周知・広報については、納税義務者である宿泊者や宿泊事業者、県民から理解を得られるよう、市町村と連携して丁寧かつスピード感を持って行うこととしています。

5 今後のスケジュールにつきましては、パブリックコメントを 3 月 2 4 日から実施しまして、4 巡目となる宿泊事業者との意見交換会を通じて、広く県民や事業者の皆様の御意見をお聴きした上で、制度の詳細を固めまして、次の議会にお諮りしたいと考えております。

続きまして、諸般の報告⑤大分県税条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。資料の 2 9 ページをお願いします。

1 改正理由にありますとおり、現在国会で審議中の地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立した場合、当該法律中に本年 4 月 1 日から施行される規定があることから、地方自治法の規定に基づき、大分県税条例等の関係する部

分について、専決処分により改正させていただきたいと考えております。

2 主な改正内容について御説明します。

(1) 自動車税関係の改正につきましては、アにありますとおり、自動車税の環境性能割を廃止するものです。

次に、イにありますとおり、自動車税環境性能割の廃止に伴い、現行の自動車税種別割を自動車税に名称変更するものです。

(2) 軽油引取税の当分の間税率の廃止につきましては、現在17.1円を上乗せし、1リットルあたり32.1円としている当分の間税率について廃止するものです。廃止後は、本則税率となり、1リットルあたり15円となります。

(3) その他につきましては、個人県民税、不動産取得税及び自動車税で講じている税負担軽減措置の適用期限の延長及び引用条項の改正等に伴う規定の整備を行うものです。

3 施行期日は、改めてになりますが、現在国会で審議中の地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立した場合に、令和8年4月1日施行となります。

なお、これ以上の改正事項につきましては、改めて第2回定例会で御審議いただく予定としております。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

まず、委員の方から、質疑や意見等はございませんか。

原田委員 この宿泊税については、新聞報道でも18億から19億円程度が見込まれているという話でしたけど、いかがでしょうか。また、具体的に7対3で分けて、例えば別府とか大分でいくらぐらいの税収になってくるのか、試算を是非教えていただきたいのが1点。

もう1点が、先日、市町村長と意見交換会の中で、いわゆる宿泊業者の把握がやっぱり必要じゃないかという意見が出たと思うんですけど、それについてどう感じているか伺います。

岩男税務課長 さきほどの税収の推計ですが、原田委員のおっしゃられるとおり約18億6千万円程度というふうに今のところ見込んでおり

ます。

それから、市町村ごとの7対3の交付額については、今後こういった形、宿泊区の数とか、そういった割合で調整をしていきますので、今のところ、まだいくらというような、別府市がいくらになるか、そういったところの数字は、今のところはちょっと持ち合わせていないところです。

それから、宿泊事業者の数ということなんですが、今、旅館業法等の登録実態、それが約2千件ほどあると聞いておりますので、まずはここからと思います。

それから登録をされていないところ、いわゆるヤミ民泊とかそういったところの調査、ここは公平性の観点からも非常に重要と思っております。保健所の方、生活環境部がこういった旅館の登録業務をしておりますので、生活環境部それから我々税務部局、それから観光部局ももちろんなんですが、あと、やはり市町村が現地をよく御存じだと思いますので、市町村の方々とも連携をしたい。加えて警察。そういった関係機関でしっかり重点的に調査をしていきたいと思っております。

太田委員長 私からちょっと質疑なんですけど、民泊なんかは1人いくらというようなことじゃなくて、1部屋、要するに3人から5人とか10人とか利用できますよみたいな利用形態があるんですけど、そのときの徴収方法はどうやるんですか。

岩男税務課長 それもやはり1人当たりいくらという形になりますので、業者の方からはそういった形で申告いただくというふうに思っております。

太田委員長 大変でしょうけど頑張ってください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、最後に私から一言御挨拶を申し上げます。

〔太田委員長挨拶〕

〔若林総務部長挨拶〕

太田委員長 ありがとうございました。

それでは、このたび御勇退される方からも一言いただきたいと思います。

〔立脇総務事務センター所長挨拶〕

太田委員長 それでは、以上をもちまして総務部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様はこのあと内部協議を行いますので、お残りください。

〔総務部、委員外議員退室〕

太田委員長 それでは協議事項に入ります。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 それでは、本日の委員会が今年度の最後の委員会となりますので、委員会を終わるにあたって、私から一言御挨拶申し上げます。

〔太田委員長挨拶〕

太田委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。